



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東洋

購読料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の
一部を改正する条例 (第38号) 1539
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手
当及び費用弁償額並びにその支給条
例の一部を改正する条例 (第39号) 1566

規 則

- ◇自転車等の放置防止に関する条例施
行規則の一部を改正する規則 (第84
号) 1567
- ◇川崎市スポーツセンター条例の一部
を改正する条例の一部の施行期日を
定める規則 (第85号) 1568
- ◇川崎市都市公園条例施行規則の一部
を改正する規則 (第86号) 1569
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当
の支給に関する規則の一部を改正す
る規則 (第87号) 1569
- ◇平成22年12月における期末手当の支
給の特例に関する規則 (第88号) 1569

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管 (第601号) 1570
- ◇平成22年結核健康診断補助金に係る
補助基準額 (第602号) 1571
- ◇国民健康保険被保険者証の無効 (第
603号) 1571
- ◇川崎市地球温暖化対策推進基本計画
の有償頒布業務に係る収納事務の委
託 (第604号) 1571
- ◇平成22年第5回川崎市議会定例会の
招集 (第605号) 1571
- ◇予防接種を行う医師に関する事項の
変更 (第606号) 1571
- ◇道路区域の変更 (第607号) 1572
- ◇道路の供用開始 (第608号) 1572
- ◇道路区域の変更 (第609号) 1572

- ◇道路区域の変更 (第610号) 1572
- ◇自転車等の撤去と保管 (第611号) 1573
- ◇道路区域の変更 (第612号) 1573
- ◇道路の供用開始 (第613号) 1573
- ◇町区域の設定案 (第614号) 1573
- ◇道路区域の変更 (第615号) 1575
- ◇道路の供用開始 (第616号) 1575
- ◇道路の供用開始 (第617号) 1575
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による介護機
関の指定 (第618号) 1575
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の変更 (第619号) 1575
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の廃止 (第620号) 1576
- ◇人事行政の運営の状況の概要及び人
事委員会の業務の状況の公表 (第621
号) 1576
- ◇情報通信の技術を利用する方法によ
り行う行政手続等の一部改正 (第622
号) 1576
- ◇川崎市市税条例の規定による寄附金
の指定 (第623号) 1576
- ◇自転車等の撤去と保管 (第624号) 1576

公 告

- ◇開発行為に関する工事の完了 (第516
号) 1577
- ◇一団地の総合的設計制度の認定 (第
517号) 1577
- ◇平成22年度地籍調査事業の実施 (第
518号) 1577
- ◇一般競争入札の執行 (第519号) 1577
- ◇道路位置の指定 (第520号) 1588
- ◇道路位置の指定 (第521号) 1588
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更

の届出の訂正の公告 (第522号).....	1588	交通局規程	
◇一般競争入札の執行 (第523号).....	1589	◇川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程 (第32号)	1628
◇市税過誤納金等還付 (充当) 通知書の公示送達 (第524号).....	1592	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程 (第33号)	1628
◇道路位置の指定 (第525号).....	1592	◇川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程 (第34号)	1639
◇新丸子東三丁目地区区画整理事業の換地処分 (第526号).....	1592	◇平成22年12月における期末手当の支給の特例に関する規程 (第35号)	1639
◇一般競争入札の執行 (第527号).....	1592	交通局公告 (調達)	
◇開発行為に関する工事の完了 (第528号)	1597	◇一般競争入札の公告 (第20号)	1640
◇道路の廃止 (第529号).....	1597	病院局規程	
◇環境影響評価に関する条例による条例方法審査書の公告 (第530号).....	1597	◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 (第31号)	1642
◇道路位置の指定 (第531号).....	1600	◇川崎市病院局企業職員給与支給規程及び川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 (第32号)	1644
◇市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更に係る関係図書の縦覧 (第532号).....	1600	◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程 (第33号)	1657
◇道路の指定 (第533号).....	1601	◇川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程 (第34号)	1657
◇一般競争入札の執行 (第534号).....	1601	◇川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程 (第35号)	1657
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請 (第535号).....	1601	◇川崎市病院局企業職員の平成22年12月における期末手当の額の特例に関する規程 (第36号)	1657
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第536号).....	1602	病院局公告 (調達)	
公告 (調達)		◇一般競争入札の執行 (第46号)	1659
◇一般競争入札の公告 (第174号).....	1602	◇一般競争入札の執行 (第47号)	1661
◇一般競争入札の執行 (第175号).....	1604	消防局公告	
上下水道局規程		◇サイレンの吹鳴 (第14号)	1664
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程 (第10号)	1605	消防局訓令	
◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程 (第11号)	1613	◇川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令 (第24号)	1664
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程 (第12号)	1613	教育委員会規則	
上下水道局告示		◇川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 (第9号)	1664
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第37号)	1615	教育委員会告示	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第38号)	1615	◇教育委員会定例会の招集 (第33号)	1664
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止 (第39号)	1616	監査公表	
上下水道局公告			
◇一般競争入札の執行 (第34号)	1616		
◇水道料金等クレジットカード収納業務委託の受託者の公募 (第35号)	1623		
◇一般競争入札の公告 (第36号)	1625		

◇監査の結果の報告に基づく措置につ いて（第13号）……………	1665
◇定期監査の結果の報告に基づく措置 について（第14号）……………	1668
◇監査の結果について（第15号）……………	1674
◇監査の結果について（第16号）……………	1679
人事委員会規則	
◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等 に関する規則の一部を改正する規則 （第17号）……………	1688
◇川崎市職員の管理職手当に関する規 則の一部を改正する規則（第18号）……………	1688
農業委員会告示	
◇川崎市農業委員会総会の開催（第11 号）……………	1688
職員共済組合公告	
◇川崎市職員共済組合役員選挙の当選 人（第14号）……………	1689
区公告	
◇督促状の公示送達（川崎区第96号）……………	1689
◇住民票の職権消除（川崎区第97号）……………	1690
◇印鑑登録の抹消（川崎区第98号）……………	1690
◇督促状の公示送達（幸区第41号）……………	1690
◇配当計算書（謄本）の公示送達（中 原区第52号）……………	1690
◇差押調書（謄本）の公示送達（中原 区第53号）……………	1690
◇督促状の公示送達（中原区第54号）……………	1691
◇督促状の公示送達（高津区第60号）……………	1691
◇督促状の公示送達（宮前区第43号）……………	1692
◇督促状の公示送達（多摩区第55号）……………	1692
◇納税通知書の公示送達（麻生区第45 号）……………	1693
区選挙管理委員会告示	
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（川崎区第31号）……………	1693
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（川崎区第32 号）……………	1693
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（幸区第27号）……………	1693
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（幸区第28号）……………	1693
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（中原区第29号）……………	1694
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（中原区第30 号）……………	1694

◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（高津区第27号）……………	1694
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（高津区第28 号）……………	1694
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（宮前区第28号）……………	1694
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（宮前区第29 号）……………	1694
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（多摩区第28号）……………	1695
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（多摩区第29 号）……………	1695
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（麻生区第31号）……………	1695
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（麻生区第32 号）……………	1695
辞 令	
◇11月25日付け……………	1696
正 誤	
◇第1567号……………	1696

条**例**

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例をここに公布する。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第38号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例

（川崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎
市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、
「100分の85」を「100分の80」に改める。

第15条第2項中「100分の70」を「100分の65」に、
「100分の35」を「100分の30」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,700	152,600	231,400	262,200	312,200	352,500	385,700	424,800
	2	138,800	154,500	233,400	264,400	314,600	355,100	388,500	428,100
	3	139,900	156,400	235,400	266,600	317,000	357,700	391,300	431,400
	4	141,000	158,300	237,400	268,800	319,400	360,300	394,100	434,700
	5	141,900	160,000	239,200	271,100	321,900	363,000	397,000	437,800
	6	143,200	162,000	241,200	273,400	324,300	365,700	399,800	441,100
	7	144,500	164,000	243,200	275,700	326,700	368,400	402,600	444,400
	8	145,800	166,000	245,200	278,000	329,100	371,100	405,400	447,700
	9	146,900	167,800	247,200	280,100	331,600	373,700	408,300	450,800
	10	148,300	169,800	249,300	282,400	334,000	376,500	411,200	454,100
	11	149,700	171,800	251,400	284,700	336,400	379,300	414,100	457,400
	12	151,100	173,800	253,500	287,000	338,800	382,100	417,000	460,700
	13	152,600	175,600	255,600	289,100	341,300	384,700	419,700	463,800
	14	154,500	177,600	257,800	291,300	343,800	387,400	422,500	467,100
	15	156,400	179,600	260,000	293,500	346,300	390,100	425,300	470,400
	16	158,300	181,600	262,200	295,700	348,800	392,800	428,100	473,700
	17	160,000	183,400	264,500	298,000	351,100	395,600	431,000	476,800
	18	162,000	185,400	266,800	300,200	353,600	398,200	433,800	480,100
	19	164,000	187,400	269,100	302,400	356,100	400,800	436,600	483,400
	20	166,000	189,400	271,400	304,600	358,600	403,400	439,400	486,700
	21	167,800	191,200	273,500	306,900	360,900	406,100	442,100	489,800
	22	169,800	193,200	275,700	309,100	363,400	408,600	444,800	493,100
	23	171,800	195,200	277,900	311,300	365,900	411,100	447,500	496,400
	24	173,800	197,200	280,100	313,500	368,400	413,600	450,200	499,700
	25	175,600	199,000	282,400	315,600	370,800	416,200	452,800	502,800
	26	177,600	201,000	284,600	317,800	373,200	418,600	455,400	505,900
	27	179,600	203,000	286,800	320,000	375,600	421,000	458,000	509,000
	28	181,600	205,000	289,000	322,200	378,000	423,400	460,600	512,100
	29	183,400	206,800	291,300	324,200	380,300	425,800	463,000	515,200
	30	185,400	208,800	293,400	326,400	382,600	427,900	465,300	517,000
	31	187,400	210,800	295,500	328,600	384,900	430,000	467,600	518,800
	32	189,400	212,800	297,600	330,800	387,200	432,100	469,900	520,600
	33	191,200	214,600	299,700	332,800	389,600	434,200	472,200	522,500
	34	193,200	216,600	301,800	335,000	391,700	435,600	473,900	524,300
	35	195,200	218,600	303,900	337,200	393,800	437,000	475,600	526,100
	36	197,200	220,600	306,000	339,400	395,900	438,400	477,300	527,900
	37	199,000	222,400	308,000	341,400	397,900	439,700	478,800	529,800
	38	201,000	224,400	310,100	343,500	399,700	440,700	480,200	531,000
	39	203,000	226,400	312,200	345,600	401,500	441,700	481,600	532,200
	40	205,000	228,400	314,300	347,700	403,300	442,700	483,000	533,400
	41	206,800	230,200	316,200	349,900	405,200	443,800	484,300	534,600
	42	208,800	232,200	318,200	352,000	406,600	444,700	485,200	535,500
	43	210,800	234,200	320,200	354,100	408,000	445,600	486,100	536,400
	44	212,800	236,200	322,200	356,200	409,400	446,500	487,000	537,300
	45	214,600	238,000	324,300	358,300	410,600	447,200	487,700	538,200
	46	216,600	240,000	326,300	360,400	411,600	448,000	488,500	539,100
	47	218,600	242,000	328,300	362,500	412,600	448,800	489,300	540,000

再任 用職 員以 外の 職員	48	220,600	244,000	330,300	364,600	413,600	449,600	490,100	540,900
	49	222,400	246,000	332,300	366,500	414,700	450,200	490,900	541,800
	50	223,600	248,100	334,100	368,100	415,500	451,000	491,700	542,700
	51	224,800	250,200	335,900	369,700	416,300	451,800	492,500	543,600
	52	226,000	252,300	337,700	371,300	417,100	452,600	493,300	544,500
	53	227,100	254,200	339,300	372,900	417,800	453,200	494,100	545,400
	54	228,200	256,200	340,800	374,300	418,500	454,000	494,900	546,300
	55	229,300	258,200	342,300	375,700	419,200	454,800	495,700	547,200
	56	230,400	260,200	343,800	377,100	419,900	455,600	496,500	548,100
	57	231,500	262,300	345,300	378,300	420,600	456,200	497,300	549,000
	58	232,500	264,300	346,800	379,300	421,300	456,900	498,100	549,900
	59	233,500	266,300	348,300	380,300	422,000	457,600	498,900	550,800
	60	234,500	268,300	349,800	381,300	422,700	458,300	499,700	551,700
	61	235,600	270,200	351,200	382,100	423,200	459,100	500,500	552,600
	62	236,600	272,200	352,400	383,000	423,900	459,800	501,300	553,500
	63	237,600	274,200	353,600	383,900	424,600	460,500	502,100	554,400
	64	238,600	276,200	354,800	384,800	425,300	461,200	502,900	555,300
	65	239,400	278,000	356,100	385,600	425,800	462,000	503,700	556,200
	66	240,300	279,900	357,100	386,300	426,500	462,700	504,500	557,100
	67	241,200	281,800	358,100	387,000	427,200	463,400	505,300	558,000
	68	242,100	283,700	359,100	387,700	427,900	464,100	506,100	558,900
	69	242,800	285,700	359,900	388,200	428,400	464,900	506,900	559,800
	70	243,400	287,600	360,800	388,900	429,100	465,600	507,700	560,700
	71	244,000	289,500	361,700	389,600	429,800	466,300	508,500	561,600
	72	244,600	291,400	362,600	390,300	430,500	467,000	509,300	562,500
	73	245,300	293,400	363,300	390,800	431,000	467,800	510,100	563,400
	74	245,800	295,300	364,000	391,400	431,700	468,500	510,900	
	75	246,300	297,200	364,700	392,000	432,400	469,200	511,700	
	76	246,800	299,100	365,400	392,600	433,100	469,900	512,500	
	77	247,300	300,900	365,900	393,300	433,600	470,700	513,300	
	78		302,700	366,500	393,900	434,300	471,400		
	79		304,500	367,100	394,500	435,000	472,100		
	80		306,300	367,700	395,100	435,700	472,800		
	81		307,900	368,400	395,700	436,200	473,600		
	82		309,600	369,000	396,200	436,900	474,300		
	83		311,300	369,600	396,700	437,600	475,000		
	84		313,000	370,200	397,200	438,300	475,700		
	85		314,600	370,600	397,800	438,800	476,500		
	86		316,000	371,200	398,300	439,500			
	87		317,400	371,800	398,800	440,200			
	88		318,800	372,400	399,300	440,900			
	89		320,000	372,800	399,800	441,400			
	90		321,100	373,300	400,300	442,100			
	91		322,200	373,800	400,800	442,800			
	92		323,300	374,300	401,300	443,500			
	93		324,400	374,600	401,800	444,000			
	94		325,300	375,100	402,300	444,700			
	95		326,200	375,600	402,800	445,400			
	96		327,100	376,100	403,300	446,100			
	97		327,900	376,400	403,800	446,600			
	98		328,600	376,800	404,300	447,300			
	99		329,300	377,200	404,800	448,000			
	100		330,000	377,600	405,300	448,700			
	101		330,500	378,100	405,800	449,200			

102	331,200	378,500	406,300	449,900				
103	331,900	378,900	406,800	450,600				
104	332,600	379,300	407,300	451,300				
105	333,100	379,800	407,800	451,800				
106	333,800	380,200	408,300					
107	334,500	380,600	408,800					
108	335,200	381,000	409,300					
109	335,700	381,500	409,800					
110	336,300	381,900	410,300					
111	336,900	382,300	410,800					
112	337,500	382,700	411,300					
113	338,200	383,200	411,800					
114	338,800	383,600	412,300					
115	339,400	384,000	412,800					
116	340,000	384,400	413,300					
117	340,400	384,900	413,800					
118		385,300	414,300					
119		385,700	414,800					
120		386,100	415,300					
121		386,600	415,800					
122		387,000	416,300					
123		387,400	416,800					
124		387,800	417,300					
125		388,300	417,800					
126		388,700	418,300					
127		389,100	418,800					
128		389,500	419,300					
129		390,000	419,800					
130		390,400	420,300					
131		390,800	420,800					
132		391,200	421,300					
133		391,700	421,800					
134		392,100	422,300					
135		392,500	422,800					
136		392,900	423,300					
137		393,400	423,800					
138		393,800						
139		394,200						
140		394,600						
141		395,100						
142		395,500						
143		395,900						
144		396,300						
145		396,800						
146		397,200						
147		397,600						
148		398,000						
149		398,500						
再任 用職 員	176,100	216,100	238,300	244,400	278,400	306,400	387,700	426,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	130,800 円	145,000 円	219,600 円	249,100 円
	2	131,800	146,700	221,500	251,200
	3	132,800	148,400	223,400	253,300
	4	133,800	150,100	225,300	255,400
	5	134,800	151,600	227,300	257,500
	6	136,000	153,400	229,300	259,600
	7	137,200	155,200	231,300	261,700
	8	138,400	157,000	233,300	263,800
	9	139,600	158,900	235,100	266,000
	10	141,000	160,700	237,100	268,100
	11	142,400	162,500	239,100	270,200
	12	143,800	164,300	241,100	272,300
	13	145,000	166,200	242,900	274,500
	14	146,700	168,100	245,000	276,600
	15	148,400	170,000	247,100	278,700
	16	150,100	171,900	249,200	280,800
	17	151,600	173,600	251,400	283,000
	18	153,400	175,500	253,500	285,100
	19	155,200	177,400	255,600	287,200
	20	157,000	179,300	257,700	289,300
	21	158,900	181,000	259,900	291,500
	22	160,700	182,900	262,000	293,600
	23	162,500	184,800	264,100	295,700
	24	164,300	186,700	266,200	297,800
	25	166,200	188,400	268,300	299,700
	26	168,100	190,300	270,400	301,800
	27	170,000	192,200	272,500	303,900
	28	171,900	194,100	274,600	306,000
	29	173,600	195,800	276,600	307,900
	30	175,500	197,700	278,600	310,000
	31	177,400	199,600	280,600	312,100
	32	179,300	201,500	282,600	314,200
	33	181,000	203,200	284,600	316,100
	34	182,900	205,100	286,600	318,200
	35	184,800	207,000	288,600	320,300
	36	186,700	208,900	290,600	322,400
	37	188,400	210,600	292,500	324,300
	38	190,300	212,500	294,500	326,300
	39	192,200	214,400	296,500	328,300
	40	194,100	216,300	298,500	330,300
	41	195,800	218,300	300,300	332,300
	42	197,700	220,200	302,200	334,300
	43	199,600	222,100	304,100	336,300
	44	201,500	224,000	306,000	338,300
	45	203,200	226,000	308,000	340,300
	46	205,100	228,000	309,900	342,300
	47	207,000	230,000	311,800	344,300

	48	208,900	232,000	313,700	346,300
	49	210,600	233,800	315,500	348,100
	50	211,800	235,700	317,200	349,600
	51	213,000	237,600	318,900	351,100
	52	214,200	239,500	320,600	352,600
	53	215,500	241,500	322,200	354,100
	54	216,700	243,400	323,600	355,400
	55	217,900	245,300	325,000	356,700
	56	219,100	247,200	326,400	358,000
	57	220,200	249,100	327,900	359,300
	58	221,100	251,000	329,300	360,200
	59	222,000	252,900	330,700	361,100
	60	222,900	254,800	332,100	362,000
	61	223,900	256,600	333,500	362,900
	62	224,800	258,500	334,700	363,700
	63	225,700	260,400	335,900	364,500
	64	226,600	262,300	337,100	365,300
	65	227,500	264,000	338,300	366,200
	66	228,300	265,800	339,200	366,900
	67	229,100	267,600	340,100	367,600
	68	229,900	269,400	341,000	368,300
	69	230,600	271,300	341,900	368,800
	70	231,200	273,100	342,700	369,400
	71	231,800	274,900	343,500	370,000
	72	232,400	276,700	344,300	370,600
再任 用職 員以 外の 職員	73	233,000	278,600	345,100	371,200
	74	233,500	280,400	345,700	371,800
	75	234,000	282,200	346,300	372,400
	76	234,500	284,000	346,900	373,000
	77	234,900	285,800	347,600	373,600
	78		287,500	348,200	374,200
	79		289,200	348,800	374,800
	80		290,900	349,400	375,400
	81		292,400	350,000	375,900
	82		294,000	350,500	376,400
	83		295,600	351,000	376,900
	84		297,200	351,500	377,400
	85		298,900	352,100	377,900
	86		300,200	352,600	378,400
	87		301,500	353,100	378,900
	88		302,800	353,600	379,400
	89		304,000	354,100	379,800
	90		305,100	354,600	380,300
	91		306,200	355,100	380,800
	92		307,300	355,600	381,300
	93		308,200	355,900	381,700
	94		309,000	356,300	382,200
	95		309,800	356,700	382,700
	96		310,600	357,100	383,200
	97		311,400	357,600	383,600
	98		312,000	358,000	384,100
	99		312,600	358,400	384,600
	100		313,200	358,800	385,100
	101		313,900	359,200	385,500

	102		314,500	359,600	386,000
	103		315,100	360,000	386,500
	104		315,700	360,400	387,000
	105		316,400	360,800	387,400
	106		317,000	361,200	387,900
	107		317,600	361,600	388,400
	108		318,200	362,000	388,900
	109		318,800	362,400	389,300
	110		319,400	362,800	389,800
	111		320,000	363,200	390,300
	112		320,600	363,600	390,800
	113		321,200	364,000	391,200
	114		321,700	364,400	391,700
	115		322,200	364,800	392,200
	116		322,700	365,200	392,700
	117		323,300	365,600	393,100
	118			366,000	393,600
	119			366,400	394,100
	120			366,800	394,600
	121			367,200	395,000
	122			367,600	395,500
	123			368,000	396,000
	124			368,400	396,500
	125			368,800	396,900
	126			369,200	397,400
	127			369,600	397,900
	128			370,000	398,400
	129			370,400	398,800
	130			370,800	399,300
	131			371,200	399,800
	132			371,600	400,300
	133			372,000	400,700
	134			372,400	401,200
	135			372,800	401,700
	136			373,200	402,200
	137			373,600	402,600
	138			374,000	
	139			374,400	
	140			374,800	
	141			375,200	
	142			375,600	
	143			376,000	
	144			376,400	
	145			376,800	
	146			377,200	
	147			377,600	
	148			378,000	
	149			378,400	
再任用職員		167,300	205,400	226,400	232,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第4から別表第6までを次のように改める。

別表第4 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,700	152,600	231,400	262,200	312,200	352,500	385,700
	2	138,800	154,500	233,400	264,400	314,600	355,100	388,500
	3	139,900	156,400	235,400	266,600	317,000	357,700	391,300
	4	141,000	158,300	237,400	268,800	319,400	360,300	394,100
	5	141,900	160,000	239,200	271,100	321,900	363,000	397,000
	6	143,200	162,000	241,200	273,400	324,300	365,700	399,800
	7	144,500	164,000	243,200	275,700	326,700	368,400	402,600
	8	145,800	166,000	245,200	278,000	329,100	371,100	405,400
	9	146,900	167,800	247,200	280,100	331,600	373,700	408,300
	10	148,300	169,800	249,300	282,400	334,000	376,500	411,200
	11	149,700	171,800	251,400	284,700	336,400	379,300	414,100
	12	151,100	173,800	253,500	287,000	338,800	382,100	417,000
	13	152,600	175,600	255,600	289,100	341,300	384,700	419,700
	14	154,500	177,600	257,800	291,300	343,800	387,400	422,500
	15	156,400	179,600	260,000	293,500	346,300	390,100	425,300
	16	158,300	181,600	262,200	295,700	348,800	392,800	428,100
	17	160,000	183,400	264,500	298,000	351,100	395,600	431,000
	18	162,000	185,400	266,800	300,200	353,600	398,200	433,800
	19	164,000	187,400	269,100	302,400	356,100	400,800	436,600
	20	166,000	189,400	271,400	304,600	358,600	403,400	439,400
	21	167,800	191,200	273,500	306,900	360,900	406,100	442,100
	22	169,800	193,200	275,700	309,100	363,400	408,600	444,800
	23	171,800	195,200	277,900	311,300	365,900	411,100	447,500
	24	173,800	197,200	280,100	313,500	368,400	413,600	450,200
	25	175,600	199,000	282,400	315,600	370,800	416,200	452,800
	26	177,600	201,000	284,600	317,800	373,200	418,600	455,400
	27	179,600	203,000	286,800	320,000	375,600	421,000	458,000
	28	181,600	205,000	289,000	322,200	378,000	423,400	460,600
	29	183,400	206,800	291,300	324,200	380,300	425,800	463,000
	30	185,400	208,800	293,400	326,400	382,600	427,900	465,300
	31	187,400	210,800	295,500	328,600	384,900	430,000	467,600
	32	189,400	212,800	297,600	330,800	387,200	432,100	469,900
	33	191,200	214,600	299,700	332,800	389,600	434,200	472,200
	34	193,200	216,600	301,800	335,000	391,700	435,600	473,900
	35	195,200	218,600	303,900	337,200	393,800	437,000	475,600
	36	197,200	220,600	306,000	339,400	395,900	438,400	477,300
	37	199,000	222,400	308,000	341,400	397,900	439,700	478,800
	38	201,000	224,400	310,100	343,500	399,700	440,700	480,200
	39	203,000	226,400	312,200	345,600	401,500	441,700	481,600
	40	205,000	228,400	314,300	347,700	403,300	442,700	483,000
	41	206,800	230,200	316,200	349,900	405,200	443,800	484,300
	42	208,800	232,200	318,200	352,000	406,600	444,700	485,200
	43	210,800	234,200	320,200	354,100	408,000	445,600	486,100
	44	212,800	236,200	322,200	356,200	409,400	446,500	487,000
	45	214,600	238,000	324,300	358,300	410,600	447,200	487,700
	46	216,600	240,000	326,300	360,400	411,600	448,000	488,500
	47	218,600	242,000	328,300	362,500	412,600	448,800	489,300

再任 用職 員以 外の 職員	48	220,600	244,000	330,300	364,600	413,600	449,600	490,100
	49	222,400	246,000	332,300	366,500	414,700	450,200	490,900
	50	224,400	248,100	334,100	368,100	415,500	451,000	491,700
	51	226,400	250,200	335,900	369,700	416,300	451,800	492,500
	52	228,400	252,300	337,700	371,300	417,100	452,600	493,300
	53	230,200	254,200	339,300	372,900	417,800	453,200	494,100
	54	232,200	256,200	340,800	374,300	418,500	454,000	494,900
	55	234,200	258,200	342,300	375,700	419,200	454,800	495,700
	56	236,200	260,200	343,800	377,100	419,900	455,600	496,500
	57	238,000	262,300	345,300	378,300	420,600	456,200	497,300
	58	240,000	264,300	346,800	379,300	421,300	456,900	498,100
	59	242,000	266,300	348,300	380,300	422,000	457,600	498,900
	60	244,000	268,300	349,800	381,300	422,700	458,300	499,700
	61	246,000	270,200	351,200	382,100	423,200	459,100	500,500
	62	248,100	272,200	352,400	383,000	423,900	459,800	501,300
	63	250,200	274,200	353,600	383,900	424,600	460,500	502,100
	64	252,300	276,200	354,800	384,800	425,300	461,200	502,900
	65	254,200	278,000	356,100	385,600	425,800	462,000	503,700
	66	256,200	279,900	357,100	386,300	426,500	462,700	504,500
	67	258,200	281,800	358,100	387,000	427,200	463,400	505,300
	68	260,200	283,700	359,100	387,700	427,900	464,100	506,100
	69	262,300	285,700	359,900	388,200	428,400	464,900	506,900
	70	264,300	287,600	360,800	388,900	429,100	465,600	507,700
	71	266,300	289,500	361,700	389,600	429,800	466,300	508,500
	72	268,300	291,400	362,600	390,300	430,500	467,000	509,300
	73	270,200	293,400	363,300	390,800	431,000	467,800	510,100
	74	272,200	295,300	364,000	391,400	431,700	468,500	510,900
	75	274,200	297,200	364,700	392,000	432,400	469,200	511,700
	76	276,200	299,100	365,400	392,600	433,100	469,900	512,500
	77	278,000	300,900	365,900	393,300	433,600	470,700	513,300
	78		302,700	366,500	393,900	434,300	471,400	
	79		304,500	367,100	394,500	435,000	472,100	
	80		306,300	367,700	395,100	435,700	472,800	
	81		307,900	368,400	395,700	436,200	473,600	
	82		309,600	369,000	396,200	436,900	474,300	
	83		311,300	369,600	396,700	437,600	475,000	
	84		313,000	370,200	397,200	438,300	475,700	
	85		314,600	370,600	397,800	438,800	476,500	
	86		316,000	371,200	398,300	439,500		
	87		317,400	371,800	398,800	440,200		
	88		318,800	372,400	399,300	440,900		
	89		320,000	372,800	399,800	441,400		
	90		321,100	373,300	400,300	442,100		
	91		322,200	373,800	400,800	442,800		
	92		323,300	374,300	401,300	443,500		
	93		324,400	374,600	401,800	444,000		
	94		325,300	375,100	402,300	444,700		
	95		326,200	375,600	402,800	445,400		
	96		327,100	376,100	403,300	446,100		
	97		327,900	376,400	403,800	446,600		
	98		328,600	376,800	404,300	447,300		
	99		329,300	377,200	404,800	448,000		
	100		330,000	377,600	405,300	448,700		
	101		330,500	378,100	405,800	449,200		

	102		331,200	378,500	406,300	449,900		
	103		331,900	378,900	406,800	450,600		
	104		332,600	379,300	407,300	451,300		
	105		333,100	379,800	407,800	451,800		
	106		333,800	380,200	408,300			
	107		334,500	380,600	408,800			
	108		335,200	381,000	409,300			
	109		335,700	381,500	409,800			
	110		336,300	381,900	410,300			
	111		336,900	382,300	410,800			
	112		337,500	382,700	411,300			
	113		338,200	383,200	411,800			
	114		338,800	383,600	412,300			
	115		339,400	384,000	412,800			
	116		340,000	384,400	413,300			
	117		340,400	384,900	413,800			
	118			385,300	414,300			
	119			385,700	414,800			
	120			386,100	415,300			
	121			386,600	415,800			
	122			387,000	416,300			
	123			387,400	416,800			
	124			387,800	417,300			
	125			388,300	417,800			
	126			388,700	418,300			
	127			389,100	418,800			
	128			389,500	419,300			
	129			390,000	419,800			
	130			390,400	420,300			
	131			390,800	420,800			
	132			391,200	421,300			
	133			391,700	421,800			
	134			392,100	422,300			
	135			392,500	422,800			
	136			392,900	423,300			
	137			393,400	423,800			
	138			393,800				
	139			394,200				
	140			394,600				
	141			395,100				
	142			395,500				
	143			395,900				
	144			396,300				
	145			396,800				
	146			397,200				
	147			397,600				
	148			398,000				
	149			398,500				
再任 用職 員		176,100	216,100	238,300	244,400	278,400	306,400	387,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、看護師、
准看護師その他の医療技術職員に適用する。

別表第4の2 (第3条関係)

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	203,100	260,800	299,400	359,200
	2	205,300	263,800	302,900	362,100
	3	207,500	266,800	306,400	365,000
	4	209,700	269,800	309,900	367,900
	5	211,800	272,800	313,300	370,600
	6	214,000	275,700	316,800	373,300
	7	216,200	278,600	320,300	376,000
	8	218,400	281,500	323,800	378,700
	9	220,700	284,300	327,200	381,200
	10	223,100	287,100	330,700	383,800
	11	225,500	289,900	334,200	386,400
	12	227,900	292,700	337,700	389,000
	13	230,100	295,300	341,200	391,600
	14	232,500	298,000	344,100	394,200
	15	234,900	300,700	347,000	396,800
	16	237,300	303,400	349,900	399,400
	17	239,600	306,200	352,600	402,000
	18	242,100	308,900	355,300	404,600
	19	244,600	311,600	358,000	407,200
	20	247,100	314,300	360,700	409,800
	21	249,600	317,100	363,200	412,400
	22	252,300	319,800	365,500	415,000
	23	255,000	322,500	367,800	417,600
	24	257,700	325,200	370,100	420,200
	25	260,400	328,000	372,300	422,800
	26	263,100	330,600	374,600	425,400
	27	265,800	333,200	376,900	428,000
	28	268,500	335,800	379,200	430,600
	29	271,100	338,300	381,300	433,200
	30	273,700	340,600	383,400	435,800
	31	276,300	342,900	385,500	438,400
	32	278,900	345,200	387,600	441,000
	33	281,400	347,300	389,600	443,600
	34	283,800	349,600	391,500	446,200
	35	286,200	351,900	393,400	448,800
	36	288,600	354,200	395,300	451,400
	37	290,900	356,300	397,000	454,000
	38	293,100	358,400	398,800	456,600
	39	295,300	360,500	400,600	459,200
	40	297,500	362,600	402,400	461,800
	41	299,600	364,500	404,200	464,400

再任 用職 員以 外の 職員	42	301,300	366,400	405,900	467,000
	43	303,000	368,300	407,600	469,600
	44	304,700	370,200	409,300	472,200
	45	306,300	371,900	410,900	474,700
	46	307,800	373,700	412,500	477,300
	47	309,300	375,500	414,100	479,900
	48	310,800	377,300	415,700	482,500
	49	312,400	379,100	417,300	484,900
	50	313,600	380,800	418,900	487,400
	51	314,800	382,500	420,500	489,900
	52	316,000	384,200	422,100	492,400
	53	317,000	385,800	423,600	494,900
	54	318,100	387,400	425,000	496,900
	55	319,200	389,000	426,400	498,900
	56	320,300	390,600	427,800	500,900
	57	321,400	392,200	429,200	503,000
	58	322,500	393,800	430,500	504,900
	59	323,600	395,400	431,800	506,800
	60	324,700	397,000	433,100	508,700
	61	325,700	398,400	434,200	510,700
	62	326,800	399,800	435,300	512,600
	63	327,900	401,200	436,400	514,500
	64	329,000	402,600	437,500	516,400
	65	330,000	403,900	438,700	518,300
	66	331,100	405,200	439,800	520,000
	67	332,200	406,500	440,900	521,700
	68	333,300	407,800	442,000	523,400
	69	334,200	408,900	443,000	525,100
	70	335,300	410,000	444,100	526,600
	71	336,400	411,100	445,200	528,100
	72	337,500	412,200	446,300	529,600
	73	338,400	413,400	447,300	531,200
	74	339,400	414,400	448,400	532,500
	75	340,400	415,400	449,500	533,800
	76	341,400	416,400	450,600	535,100
	77	342,300	417,300	451,500	536,400
	78	343,300	418,100	452,500	537,600
	79	344,300	418,900	453,500	538,800
	80	345,300	419,700	454,500	540,000
	81	346,200	420,300	455,500	541,200
	82	347,200	421,000	456,200	542,100
	83	348,200	421,700	456,900	543,000
	84	349,200	422,400	457,600	543,900
	85	350,100	423,200	458,200	544,800
	86	351,000	423,800	458,900	545,700
	87	351,900	424,400	459,600	546,600
	88	352,800	425,000	460,300	547,500

	89	353,800	425,500	460,800	548,400
	90	354,500	426,100	461,500	549,300
	91	355,200	426,700	462,200	550,200
	92	355,900	427,300	462,900	551,100
	93	356,700	427,700	463,400	552,000
	94	357,400	428,200	464,100	552,900
	95	358,100	428,700	464,800	553,800
	96	358,800	429,200	465,500	554,700
	97	359,400	429,800	466,000	555,600
	98	360,100	430,300	466,700	556,500
	99	360,800	430,800	467,400	557,400
	100	361,500	431,300	468,100	558,300
	101	362,100	431,900	468,600	559,200
	102	362,800	432,400	469,300	560,100
	103	363,500	432,900	470,000	561,000
	104	364,200	433,400	470,700	561,900
	105	364,800	434,000	471,200	562,800
	106	365,400	434,500	471,900	563,700
	107	366,000	435,000	472,600	564,600
	108	366,600	435,500	473,300	565,500
	109	367,100	436,100	473,800	566,400
	110	367,700	436,600		
	111	368,300	437,100		
	112	368,900	437,600		
	113	369,300	438,200		
	114	369,800			
	115	370,300			
	116	370,800			
	117	371,300			
	118	371,800			
	119	372,300			
	120	372,800			
	121	373,300			
	122	373,800			
	123	374,300			
	124	374,800			
	125	375,300			
	126	375,800			
	127	376,300			
	128	376,800			
	129	377,300			
再任用職員		279,700	292,700	318,100	391,100

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,300	182,900	289,200	330,500	419,300
	2	149,700	184,900	292,200	332,900	421,400
	3	151,100	186,900	295,200	335,300	423,500
	4	152,500	188,900	298,200	337,700	425,600
	5	153,800	190,800	301,200	340,000	427,700
	6	155,400	192,800	304,200	342,400	429,800
	7	157,000	194,800	307,200	344,800	431,900
	8	158,600	196,800	310,200	347,200	434,000
	9	160,100	198,800	313,200	349,400	436,100
	10	161,800	200,800	316,200	351,700	438,200
	11	163,500	202,800	319,200	354,000	440,300
	12	165,200	204,800	322,200	356,300	442,400
	13	166,800	206,900	325,200	358,600	444,500
	14	168,700	209,000	327,600	360,900	446,500
	15	170,600	211,100	330,000	363,200	448,500
	16	172,500	213,200	332,400	365,500	450,500
	17	174,500	215,300	334,700	367,600	452,500
	18	176,500	218,100	337,000	369,800	454,500
	19	178,500	220,900	339,300	372,000	456,500
	20	180,500	223,700	341,600	374,200	458,500
	21	182,300	226,600	343,900	376,400	460,300
	22	184,300	229,400	346,200	378,600	462,200
	23	186,300	232,200	348,500	380,800	464,100
	24	188,300	235,000	350,800	383,000	466,000
	25	190,200	237,900	352,900	385,000	467,800
	26	192,200	240,700	355,100	387,100	469,600
	27	194,200	243,500	357,300	389,200	471,400
	28	196,200	246,300	359,500	391,300	473,200
	29	198,100	249,200	361,700	393,400	475,000
	30	200,100	252,000	363,800	395,500	476,700
	31	202,100	254,800	365,900	397,600	478,400
	32	204,100	257,600	368,000	399,700	480,100
	33	206,000	260,500	370,200	401,700	481,700
	34	208,000	263,400	372,300	403,800	483,300
	35	210,000	266,300	374,400	405,900	484,900
	36	212,000	269,200	376,500	408,000	486,500
	37	213,900	271,900	378,500	409,900	488,000
	38	215,900	274,900	380,600	411,700	489,400
	39	217,900	277,900	382,700	413,500	490,800
	40	219,900	280,900	384,800	415,300	492,200

	41	221,800	283,900	386,700	417,200	493,600
	42	223,800	286,900	388,600	418,900	494,700
	43	225,800	289,900	390,500	420,600	495,800
	44	227,800	292,900	392,400	422,300	496,900
	45	229,700	295,900	394,100	423,900	498,100
	46	231,600	298,900	395,900	425,600	499,100
	47	233,500	301,900	397,700	427,300	500,100
	48	235,400	304,900	399,500	429,000	501,100
	49	237,100	307,900	401,300	430,500	501,900
	50	238,900	310,900	403,000	432,100	502,800
	51	240,700	313,900	404,700	433,700	503,700
	52	242,500	316,900	406,400	435,300	504,600
	53	244,200	319,800	407,900	437,000	505,600
	54	246,000	322,200	409,500	438,600	506,500
	55	247,800	324,600	411,100	440,200	507,400
	56	249,600	327,000	412,700	441,800	508,300
	57	251,200	329,300	414,100	443,500	509,300
	58	253,000	331,600	415,600	445,100	
	59	254,800	333,900	417,100	446,700	
	60	256,600	336,200	418,600	448,300	
	61	258,200	338,300	420,100	450,000	
	62	259,900	340,500	421,500	451,600	
	63	261,600	342,700	422,900	453,200	
	64	263,300	344,900	424,300	454,800	
	65	265,100	347,100	425,500	456,400	
	66	266,800	349,300	426,800	458,000	
	67	268,500	351,500	428,100	459,600	
	68	270,200	353,700	429,400	461,200	
	69	272,000	355,800	430,800	462,800	
	70	273,500	357,900	432,100	464,300	
	71	275,000	360,000	433,400	465,800	
	72	276,500	362,100	434,700	467,300	
	73	277,800	364,200	436,000	468,800	
	74	279,200	366,200	437,200	470,200	
	75	280,600	368,200	438,400	471,600	
	76	282,000	370,200	439,600	473,000	
	77	283,300	372,300	440,900	474,200	
	78	284,600	374,300	442,100	475,100	
	79	285,900	376,300	443,300	476,000	
	80	287,200	378,300	444,500	476,900	
再任	81	288,600	380,300	445,800	477,800	
用職	82	289,900	382,000	447,000	478,700	
員以	83	291,200	383,700	448,200	479,600	
外の	84	292,500	385,400	449,400	480,500	
職員						

	85	293,700	386,900	450,400	481,400	
	86	294,900	388,400	451,400		
	87	296,100	389,900	452,400		
	88	297,300	391,400	453,400		
	89	298,300	392,900	454,500		
	90	299,300	394,400	455,300		
	91	300,300	395,900	456,100		
	92	301,300	397,400	456,900		
	93	302,400	398,900	457,600		
	94	303,400	400,300	458,400		
	95	304,400	401,700	459,200		
	96	305,400	403,100	460,000		
	97	306,200	404,600	460,600		
	98	307,200	405,900	461,300		
	99	308,200	407,200	462,000		
	100	309,200	408,500	462,700		
	101	310,000	409,900	463,500		
	102	310,900	411,000	464,200		
	103	311,800	412,100	464,900		
	104	312,700	413,200	465,600		
	105	313,700	414,200	466,400		
	106	314,300	415,300	467,100		
	107	314,900	416,400	467,800		
	108	315,500	417,500	468,500		
	109	316,200	418,400	469,200		
	110	316,700	419,300			
	111	317,200	420,200			
	112	317,700	421,100			
	113	318,300	422,100			
	114	318,800	422,900			
	115	319,300	423,700			
	116	319,800	424,500			
	117	320,400	425,400			
	118	320,900	426,200			
	119	321,400	427,000			
	120	321,900	427,800			
	121	322,400	428,600			
	122	322,800	429,400			
	123	323,200	430,200			
	124	323,600	431,000			
	125	323,900	431,800			
	126	324,300	432,500			
	127	324,700	433,200			
	128	325,100	433,900			
	129	325,400	434,600			

	130		435,300			
	131		436,000			
	132		436,700			
	133		437,200			
	134		437,800			
	135		438,400			
	136		439,000			
	137		439,600			
	138		440,200			
	139		440,800			
	140		441,400			
	141		441,800			
	142		442,300			
	143		442,800			
	144		443,300			
	145		443,800			
	146		444,300			
	147		444,800			
	148		445,300			
	149		445,700			
	150		446,200			
	151		446,700			
	152		447,200			
	153		447,600			
	154		448,100			
	155		448,600			
	156		449,100			
	157		449,500			
	158		450,000			
	159		450,500			
	160		451,000			
	161		451,400			
	162		451,900			
	163		452,400			
	164		452,900			
	165		453,300			
再任用職員		232,700	277,800	308,000	338,000	410,000

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額
は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

別表第6 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,600	199,500	231,400	262,200	312,200	352,500	385,700	424,800
	2	154,500	201,500	233,400	264,400	314,600	355,100	388,500	428,100
	3	156,400	203,500	235,400	266,600	317,000	357,700	391,300	431,400
	4	158,300	205,500	237,400	268,800	319,400	360,300	394,100	434,700
	5	160,000	207,300	239,200	271,100	321,900	363,000	397,000	437,800
	6	162,000	209,300	241,200	273,400	324,300	365,700	399,800	441,100
	7	164,000	211,300	243,200	275,700	326,700	368,400	402,600	444,400
	8	166,000	213,300	245,200	278,000	329,100	371,100	405,400	447,700
	9	167,800	215,100	247,200	280,100	331,600	373,700	408,300	450,800
	10	169,800	217,100	249,300	282,400	334,000	376,500	411,200	454,100
	11	171,800	219,100	251,400	284,700	336,400	379,300	414,100	457,400
	12	173,800	221,100	253,500	287,000	338,800	382,100	417,000	460,700
	13	175,600	223,000	255,600	289,100	341,300	384,700	419,700	463,800
	14	177,600	225,000	257,800	291,300	343,800	387,400	422,500	467,100
	15	179,600	227,000	260,000	293,500	346,300	390,100	425,300	470,400
	16	181,600	229,000	262,200	295,700	348,800	392,800	428,100	473,700
	17	183,400	231,100	264,500	298,000	351,100	395,600	431,000	476,800
	18	185,400	233,200	266,800	300,200	353,600	398,200	433,800	480,100
	19	187,400	235,300	269,100	302,400	356,100	400,800	436,600	483,400
	20	189,400	237,400	271,400	304,600	358,600	403,400	439,400	486,700
	21	191,200	239,300	273,500	306,900	360,900	406,100	442,100	489,800
	22	193,200	241,400	275,700	309,100	363,400	408,600	444,800	493,100
	23	195,200	243,500	277,900	311,300	365,900	411,100	447,500	496,400
	24	197,200	245,600	280,100	313,500	368,400	413,600	450,200	499,700
	25	199,000	247,800	282,400	315,600	370,800	416,200	452,800	502,800
	26	201,000	249,900	284,600	317,800	373,200	418,600	455,400	505,900
	27	203,000	252,000	286,800	320,000	375,600	421,000	458,000	509,000
	28	205,000	254,100	289,000	322,200	378,000	423,400	460,600	512,100
	29	206,800	256,100	291,300	324,200	380,300	425,800	463,000	515,200
	30	208,800	258,200	293,400	326,400	382,600	427,900	465,300	517,000
	31	210,800	260,300	295,500	328,600	384,900	430,000	467,600	518,800
	32	212,800	262,400	297,600	330,800	387,200	432,100	469,900	520,600
	33	214,600	264,400	299,700	332,800	389,600	434,200	472,200	522,500
	34	216,600	266,400	301,800	335,000	391,700	435,600	473,900	524,300
	35	218,600	268,400	303,900	337,200	393,800	437,000	475,600	526,100
	36	220,600	270,400	306,000	339,400	395,900	438,400	477,300	527,900
	37	222,400	272,500	308,000	341,400	397,900	439,700	478,800	529,800
	38	224,400	274,500	310,100	343,500	399,700	440,700	480,200	531,000
	39	226,400	276,500	312,200	345,600	401,500	441,700	481,600	532,200
	40	228,400	278,500	314,300	347,700	403,300	442,700	483,000	533,400
	41	230,200	280,600	316,200	349,900	405,200	443,800	484,300	534,600
	42	232,200	282,600	318,200	352,000	406,600	444,700	485,200	535,500
	43	234,200	284,600	320,200	354,100	408,000	445,600	486,100	536,400
	44	236,200	286,600	322,200	356,200	409,400	446,500	487,000	537,300
	45	238,000	288,700	324,300	358,300	410,600	447,200	487,700	538,200
	46	240,000	290,700	326,300	360,400	411,600	448,000	488,500	539,100
	47	242,000	292,700	328,300	362,500	412,600	448,800	489,300	540,000

再任用職員以外の職員	48	244,000	294,700	330,300	364,600	413,600	449,600	490,100	540,900
	49	246,000	296,700	332,300	366,500	414,700	450,200	490,900	541,800
	50	248,100	298,700	334,100	368,100	415,500	451,000	491,700	542,700
	51	250,200	300,700	335,900	369,700	416,300	451,800	492,500	543,600
	52	252,300	302,700	337,700	371,300	417,100	452,600	493,300	544,500
	53	254,200	304,500	339,300	372,900	417,800	453,200	494,100	545,400
	54	256,200	306,400	340,800	374,300	418,500	454,000	494,900	546,300
	55	258,200	308,300	342,300	375,700	419,200	454,800	495,700	547,200
	56	260,200	310,200	343,800	377,100	419,900	455,600	496,500	548,100
	57	262,300	312,000	345,300	378,300	420,600	456,200	497,300	549,000
	58	264,300	313,800	346,800	379,300	421,300	456,900	498,100	549,900
	59	266,300	315,600	348,300	380,300	422,000	457,600	498,900	550,800
	60	268,300	317,400	349,800	381,300	422,700	458,300	499,700	551,700
	61	270,200	319,000	351,200	382,100	423,200	459,100	500,500	552,600
	62	272,200	320,600	352,400	383,000	423,900	459,800	501,300	553,500
	63	274,200	322,200	353,600	383,900	424,600	460,500	502,100	554,400
	64	276,200	323,800	354,800	384,800	425,300	461,200	502,900	555,300
	65	278,000	325,200	356,100	385,600	425,800	462,000	503,700	556,200
	66	279,900	326,600	357,100	386,300	426,500	462,700	504,500	557,100
	67	281,800	328,000	358,100	387,000	427,200	463,400	505,300	558,000
	68	283,700	329,400	359,100	387,700	427,900	464,100	506,100	558,900
	69	285,700	330,700	359,900	388,200	428,400	464,900	506,900	559,800
	70	287,600	331,900	360,800	388,900	429,100	465,600	507,700	560,700
	71	289,500	333,100	361,700	389,600	429,800	466,300	508,500	561,600
	72	291,400	334,300	362,600	390,300	430,500	467,000	509,300	562,500
	73	293,400	335,400	363,300	390,800	431,000	467,800	510,100	563,400
	74	295,300	336,400	364,000	391,400	431,700	468,500	510,900	
	75	297,200	337,400	364,700	392,000	432,400	469,200	511,700	
	76	299,100	338,400	365,400	392,600	433,100	469,900	512,500	
	77	300,900	339,200	365,900	393,300	433,600	470,700	513,300	
	78	302,700	340,100	366,500	393,900	434,300	471,400		
	79	304,500	341,000	367,100	394,500	435,000	472,100		
	80	306,300	341,900	367,700	395,100	435,700	472,800		
	81	307,900	342,800	368,400	395,700	436,200	473,600	476,500	
	82	309,600	343,600	369,000	396,200	436,900	474,300		
	83	311,300	344,400	369,600	396,700	437,600	475,000		
	84	313,000	345,200	370,200	397,200	438,300	475,700		
	85	314,600	346,100	370,600	397,800	438,800	476,500		
	86	316,000	346,800	371,200	398,300	439,500			
	87	317,400	347,500	371,800	398,800	440,200			
	88	318,800	348,200	372,400	399,300	440,900			
	89	320,000	348,900	372,800	399,800	441,400			
	90	321,100	349,600	373,300	400,300	442,100			
	91	322,200	350,300	373,800	400,800	442,800			
	92	323,300	351,000	374,300	401,300	443,500			
	93	324,400	351,500	374,600	401,800	444,000			
	94	325,300	352,100	375,100	402,300	444,700			
	95	326,200	352,700	375,600	402,800	445,400			
	96	327,100	353,300	376,100	403,300	446,100			
	97	327,900	353,800	376,400	403,800	446,600			
	98	328,600	354,400	376,800	404,300	447,300			
	99	329,300	355,000	377,200	404,800	448,000			
	100	330,000	355,600	377,600	405,300	448,700			

	101	330,500	356,100	378,100	405,800	449,200			
	102	331,200	356,700	378,500	406,300	449,900			
	103	331,900	357,300	378,900	406,800	450,600			
	104	332,600	357,900	379,300	407,300	451,300			
	105	333,100	358,400	379,800	407,800	451,800			
	106	333,800	359,000	380,200	408,300				
	107	334,500	359,600	380,600	408,800				
	108	335,200	360,200	381,000	409,300				
	109	335,700	360,700	381,500	409,800				
	110	336,300	361,300	381,900	410,300				
	111	336,900	361,900	382,300	410,800				
	112	337,500	362,500	382,700	411,300				
	113	338,200	363,000	383,200	411,800				
	114	338,800		383,600	412,300				
	115	339,400		384,000	412,800				
	116	340,000		384,400	413,300				
	117	340,400		384,900	413,800				
	118	341,000		385,300	414,300				
	119	341,600		385,700	414,800				
	120	342,200		386,100	415,300				
	121	342,600		386,600	415,800				
	122	343,200		387,000	416,300				
	123	343,800		387,400	416,800				
	124	344,400		387,800	417,300				
	125	344,800		388,300	417,800				
	126			388,700	418,300				
	127			389,100	418,800				
	128			389,500	419,300				
	129			390,000	419,800				
	130			390,400	420,300				
	131			390,800	420,800				
	132			391,200	421,300				
	133			391,700	421,800				
	134			392,100	422,300				
	135			392,500	422,800				
	136			392,900	423,300				
	137			393,400	423,800				
	138			393,800					
	139			394,200					
	140			394,600					
	141			395,100					
	142			395,500					
	143			395,900					
	144			396,300					
	145			396,800					
	146			397,200					
	147			397,600					
	148			398,000					
	149			398,500					
再任用職員		216,100	223,200	238,300	244,400	278,400	306,400	387,700	426,200

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「(勤務時間条例第3条、第4条の2及び第4条の3の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。)」を削る。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第15条第2項中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

第16条の4第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

第8条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第5条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第6条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例

の一部改正)

第7条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第8条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第10条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第12条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成18年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

附則第14項第2号ア中「100分の2」を「100分の2.24」に改める。

附則別表第4の(1)及び(2)の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	122,900	149,100	221,900	263,600	302,600	325,100	348,300	390,600
	2	126,700	155,000	231,500	273,200	313,700	336,600	360,500	405,400
	3	130,600	162,500	241,200	282,900	325,000	348,300	373,600	420,400
	4	134,600	170,100	250,900	292,600	336,300	360,100	387,200	435,400
	5	138,800	177,900	260,600	302,300	347,700	372,500	400,600	450,100
	6	143,700	185,700	270,200	311,800	359,000	384,900	413,900	464,800
	7	149,100	193,600	279,900	321,500	370,600	397,200	427,200	479,400
	8	155,000	202,100	289,600	331,200	382,400	409,600	440,300	494,100
	9	162,500	211,300	299,200	340,800	394,800	422,000	453,000	508,700
	10	170,100	220,700	308,600	350,300	406,700	434,100	465,500	523,300
	11	177,900	230,100	318,000	359,600	418,000	445,800	477,100	537,100
	12	185,700	239,600	327,500	369,100	429,200	457,000	488,600	545,400
	13	193,600	249,100	336,900	378,600	440,200	466,500	497,800	553,600
	14	202,100	258,500	346,300	387,000	449,800	474,800	504,500	560,300
	15	211,300	267,800	355,500	394,100	456,200	481,300	509,200	564,600
	16	220,700	277,000	364,800	400,800	460,600	486,100	513,400	568,900
	17	227,100	286,000	374,100	406,400	464,500	489,800	517,400	573,100
	18	233,400	294,800	381,300	411,500	467,900	493,400	521,300	577,300
	19	239,100	303,300	387,600	416,100	471,200	496,900	525,200	
	20	244,500	311,600	392,100	420,100	474,500	500,300	529,000	
	21	249,500	319,700	396,400	424,000	477,800	503,800		
	22	253,500	327,600	399,400	427,200	480,900			
	23	257,100	333,000	402,400	430,200				
	24		337,500	405,300	433,100				
	25		341,900	408,300	436,000				
	26		345,200	411,300	438,800				
	27		348,300	414,200	441,700				
	28		351,100	417,100					
	29		353,800	420,000					
	30		356,400	422,900					
	31			425,800					
	32			428,700					
	33			431,600					
	34			434,500					
	35			437,300					
再任用職員		172,700	214,500	243,400	270,500	312,400	343,900	389,400	438,100

- 備考 1 この表から(8)の表までにおいて、再任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- 2 この表から(8)の表までにおいて、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、これらの表に掲げる額に人事委員会規則で定める割合を乗じるものとする。

(2) 行政職給料表(2)の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	122,900	143,700	149,100	221,900
	2	126,700	149,100	155,000	231,500
	3	130,600	155,000	162,500	241,200
	4	134,600	162,500	170,100	250,900
	5	138,800	170,100	177,900	260,600
	6	143,700	177,900	185,700	270,200
	7	149,100	185,700	193,600	279,900
	8	155,000	193,600	202,100	289,600
	9	162,500	202,100	211,300	299,200
	10	170,100	211,300	220,700	308,600
	11	177,900	220,700	230,100	318,000
	12	185,700	230,100	239,600	327,500
	13	193,600	239,600	249,100	336,900
	14	202,100	249,100	258,500	346,300
	15	211,300	258,500	267,800	355,500
	16	220,700	267,800	277,000	364,800
	17	227,100	277,000	286,000	374,100
	18	233,400	286,000	294,800	381,300
	19	239,100	290,200	303,300	387,600
	20	244,500	294,100	311,600	392,100
	21	249,500	298,000	319,700	396,400
	22	253,500	300,700	327,600	399,400
	23	257,100	303,300	333,000	402,400
	24		305,800	337,500	405,300
	25			341,900	408,300
	26			345,200	411,300
	27			348,300	414,200
	28			351,100	417,100
	29			353,800	420,000
	30			356,400	422,900
	31				425,800
	32				428,700
	33				431,600
	34				434,500
	35				437,300
再任用職員		172,700	193,600	214,500	243,400

附則別表第4の(4)から(6)までの表を次のように改める。

(4) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	122,900	149,100	221,900	263,600	264,600	325,100	348,300
	2	126,700	155,000	231,500	273,200	273,800	336,600	360,500
	3	130,600	162,500	241,200	282,900	283,200	348,300	373,600
	4	134,600	170,100	250,900	292,600	292,700	360,100	387,200
	5	138,800	177,900	260,600	302,300	302,600	372,500	400,600
	6	143,700	185,700	270,200	311,800	313,700	384,900	413,900
	7	149,100	193,600	279,900	321,500	325,000	397,200	427,200
	8	155,000	202,100	289,600	331,200	336,300	409,600	440,300
	9	162,500	211,300	299,200	340,800	347,700	422,000	453,000
	10	170,100	220,700	308,600	350,300	359,000	434,100	465,500
	11	177,900	230,100	318,000	359,600	370,600	445,800	477,100
	12	185,700	239,600	327,500	369,100	382,400	457,000	488,600
	13	193,600	249,100	336,900	378,600	394,800	466,500	497,800
	14	202,100	258,500	346,300	387,000	406,700	474,800	504,500
	15	211,300	267,800	355,500	394,100	418,000	481,300	509,200
	16	220,700	277,000	364,800	400,800	429,200	486,100	513,400
	17	230,100	286,000	374,100	406,400	440,200	489,800	517,400
	18	239,600	294,800	381,300	411,500	449,800	493,400	521,300
	19	249,100	303,300	387,600	416,100	456,200	496,900	525,200
	20	258,500	311,600	392,100	420,100	460,600	500,300	529,000
	21	267,800	319,700	396,400	424,000	464,500	503,800	
	22	277,000	327,600	399,400	427,200	467,900		
	23	286,000	333,000	402,400	430,200	471,200		
	24	290,200	337,500	405,300	433,100	474,500		
	25	294,100	341,900	408,300	436,000	477,800		
	26	298,000	345,200	411,300	438,800	480,900		
	27	300,700	348,300	414,200	441,700			
	28	303,300	351,100	417,100				
	29	305,800	353,800	420,000				
	30		356,400	422,900				
	31			425,800				
	32			428,700				
	33			431,600				
	34			434,500				
	35			437,300				
再任用職員		172,700	214,500	243,400	270,500	312,400	343,900	389,400

(5) 大学教育職給料表の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	—	244,300	276,200	353,800
	2	197,700	256,800	290,700	368,400
	3	206,200	269,300	305,200	380,400
	4	214,900	282,300	319,600	392,300
	5	224,100	295,800	334,400	403,700
	6	233,300	308,900	348,900	415,000
	7	244,300	321,800	363,100	426,200
	8	255,900	334,800	373,800	437,200
	9	267,500	347,100	384,000	448,200
	10	278,900	356,700	393,200	459,100
	11	290,400	366,400	401,800	470,000
	12	301,800	375,700	410,100	480,800
	13	309,200	384,000	418,200	491,600
	14	315,900	392,200	425,600	502,200
	15	322,300	399,400	432,800	512,400
	16	328,600	406,400	439,700	521,200
	17	334,700	413,300	445,500	530,000
	18	340,500	420,100	450,900	538,700
	19	346,000	425,900	456,200	547,200
	20	351,500	430,600	461,500	555,200
	21	356,600	434,700	466,800	561,100
	22	361,800	437,700	471,800	565,900
	23	366,300	440,800	476,800	570,600
	24	370,000	443,900	480,200	575,300
	25	372,900	447,000	483,700	580,000
	26	375,700	450,100	487,200	584,700
	27	378,500	453,000	490,700	589,400
	28	381,300	456,000	494,100	593,900
	29	384,100	459,000	497,400	
	30	386,900	462,000		
	31	389,600			
	32	392,300			
	33	394,900			
	34	397,500			
再任 用職 員		278,600	294,100	325,200	403,900

(6) 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	139,400	177,900	334,900	397,100
	2	144,400	185,700	344,300	406,900
	3	149,700	193,500	353,700	416,500
	4	155,800	201,400	363,100	426,000
	5	162,300	209,700	372,300	435,500
	6	169,800	220,700	381,400	444,900
	7	177,500	231,700	390,400	454,200
	8	185,200	243,000	399,100	463,600
	9	192,900	255,400	407,700	473,000
	10	200,800	268,000	416,400	482,300
	11	208,800	280,800	424,600	491,600
	12	216,700	293,900	432,700	499,500
	13	225,300	306,800	440,600	506,700
	14	233,500	319,100	448,600	512,600
	15	241,700	329,000	456,500	517,200
	16	249,800	338,500	464,400	520,900
	17	257,800	348,000	472,000	524,600
	18	265,700	357,200	479,400	528,300
	19	273,600	366,200	486,200	
	20	280,500	375,100	491,900	
	21	287,000	384,000	495,600	
	22	293,400	392,300	499,100	
	23	299,600	400,300		
	24	305,400	408,200		
	25	310,700	416,100		
	26	315,700	422,600		
	27	320,700	428,900		
	28	325,600	434,300		
	29	330,400	439,400		
	30	334,700	444,200		
	31	338,200	447,900		
	32	340,600	451,100		
	33	343,000	454,100		
	34	345,400	457,100		
	35		460,100		
	36		463,100		
	37		466,100		
	38		469,100		
	39		472,100		
	40		475,000		
	41		477,900		
	42		480,400		
再任用職員		230,600	274,300	343,200	416,800

附則別表第4の(8)の表を次のように改める。

(8) 消防職給料表の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	149,100	193,600	221,900	263,600	302,600	325,100	348,300	390,600
	2	155,000	202,100	231,500	273,200	313,700	336,600	360,500	405,400
	3	162,500	211,300	241,200	282,900	325,000	348,300	373,600	420,400
	4	170,100	220,700	250,900	292,600	336,300	360,100	387,200	435,400
	5	177,900	230,100	260,600	302,300	347,700	372,500	400,600	450,100
	6	185,700	239,600	270,200	311,800	359,000	384,900	413,900	464,800
	7	193,600	249,100	279,900	321,500	370,600	397,200	427,200	479,400
	8	202,100	258,600	289,600	331,200	382,400	409,600	440,300	494,100
	9	211,300	268,000	299,200	340,800	394,800	422,000	453,000	508,700
	10	220,700	277,500	308,600	350,300	406,700	434,100	465,500	523,300
	11	230,100	287,100	318,000	359,600	418,000	445,800	477,100	537,100
	12	239,600	296,600	327,500	369,100	429,200	457,000	488,600	545,400
	13	249,100	306,100	336,900	378,600	440,200	466,500	497,800	553,600
	14	258,500	315,300	346,300	387,000	449,800	474,800	504,500	560,300
	15	267,800	324,700	355,500	394,100	456,200	481,300	509,200	564,600
	16	277,000	334,000	364,800	400,800	460,600	486,100	513,400	568,900
	17	286,000	341,800	374,100	406,400	464,500	489,800	517,400	573,100
	18	294,800	347,500	381,300	411,500	467,900	493,400	521,300	577,300
	19	303,300	353,200	387,600	416,100	471,200	496,900	525,200	
	20	311,600	358,700	392,100	420,100	474,500	500,300	529,000	
	21	319,700	362,500	396,400	424,000	477,800	503,800		
	22	327,600	365,500	399,400	427,200	480,900			
	23	333,000	368,400	402,400	430,200				
	24	337,500	371,300	405,300	433,100				
	25	341,900	374,200	408,300	436,000				
	26	345,200	377,100	411,300	438,800				
	27	348,300	379,900	414,200	441,700				
	28	351,100	382,700	417,100					
	29	353,800	385,500	420,000					
	30	356,400		422,900					
	31	359,100		425,800					
	32	361,800		428,700					
	33			431,600					
	34			434,500					
	35			437,300					
再任用職員		214,500	229,000	243,400	270,500	312,400	343,900	389,400	438,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月の期末手当の額の特例)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の川崎市職員の給与に関する条例第14条第2項、同条第3項及び第4項（これらの規定を川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第14条第6項又は第19条第1項、第2項若しくは第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員（川崎市職員の給与に関する条例第18条に規定する職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.21を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表(1)	1 級	1号給から77号給まで
	2 級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から21号給まで
	4 級	1号給から13号給まで
行政職給料表(2)	1 級	1号給から77号給まで
	2 級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から24号給まで
	4 級	1号給から13号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から72号給まで
	2 級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から21号給まで
	4 級	1号給から13号給まで
大学教育職給料表	1 級	1号給から68号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から8号給まで
高等学校教育職給料表	1 級	1号給から88号給まで
	2 級	1号給から68号給まで
	3 級	1号給から28号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
消防職給料表	1 級	1号給から60号給まで
	2 級	1号給から33号給まで
	3 級	1号給から21号給まで
	4 級	1号給から13号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.21を乗じて得た額

- 3 平成22年4月1日から施行日までの間において川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の適用を受ける者であった者から引き続き新たに職員となった者に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の適用を受ける者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第39号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び
費用弁償額並びにその支給条例の一部を改
正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用
弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36
号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の150」に
改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用
弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正す
る。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、
「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、
第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

規 則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第84号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施
行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭
和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小島新田駅自転車第4駐車場	川崎市川崎区田町2丁目23番1
---------------	-----------------

」

を

「

小島新田駅自転車第4駐車場	川崎市川崎区田町2丁目23番1
産業道路駅自転車等第1駐車場	川崎市川崎区江川1丁目1番1
産業道路駅自転車第2駐車場	川崎市川崎区大師河原1丁目5番2
産業道路駅自転車第3駐車場	川崎市川崎区大師河原2丁目4,770番4

」

に、

「

川崎駅市役所通り自転車等駐車場	川崎市川崎区砂子1丁目1番17先
川崎駅東口高架下自転車等駐車場	川崎市川崎区駅前本町27番ほか

を

「

川崎駅市役所通り自転車等駐車場	川崎市川崎区砂子1丁目1番17先
-----------------	------------------

に、

「

新川崎駅自転車等第2駐車場	川崎市幸区新川崎1,196番2ほか
---------------	-------------------

を

「

新川崎駅自転車第2駐車場	川崎市幸区新川崎1,196番2ほか
--------------	-------------------

に、

「

新川崎駅自転車等第5駐車場	川崎市幸区新川崎1,285番2ほか
---------------	-------------------

を

「

新川崎駅自転車第5駐車場	川崎市幸区新川崎1,285番2ほか
--------------	-------------------

に、

「

新川崎駅自転車等第7駐車場	川崎市幸区新川崎1,194番3
---------------	-----------------

を

「

新川崎駅自転車等第7駐車場	川崎市幸区新川崎1,194番3
新川崎駅自転車等第8駐車場	川崎市幸区新川崎610番9

に、

「

東武武蔵小杉駅自転車等第4駐車場	川崎市中原区今井仲町378番2ほか
東武武蔵小杉駅仮設自転車駐車場	川崎市中原区小杉町3丁目262番地1

を

「

東急武蔵小杉駅自転車等第4駐車場	川崎市中原区今井仲町378番2ほか
------------------	-------------------

」

に、

「

津田山陸橋高架下自転車等駐車場	川崎市高津区下作延4丁目1番1号
-----------------	------------------

」

を

「

津田山陸橋高架下自転車等駐車場	川崎市高津区下作延4丁目1番1号
津田山駅自転車等第1駐車場	川崎市高津区下作延6丁目1,149番1ほか
津田山駅自転車等第2駐車場	川崎市高津区下作延6丁目1,136番1ほか

」

に改める。

別表第3中

「

津田山陸橋高架下自転車等駐車場及び登戸陸橋高架下自転車等駐車場	一時利用	1日1回	自 転 車	30円
			回数利用額及び利用券の種類 30円券11枚つづり	300円
	定期利用	1箇月	自 転 車	500円
			原動機付自転車及び自動二輪車	700円
		3箇月	自 転 車	1,400円
			原動機付自転車及び自動二輪車	2,000円

」

を

「

		1日1回	自 転 車	30円
				回数利用額及び利用券の種類 30円券11枚つづり 300円

津田山陸橋高架下自転車等駐車場及び登戸陸橋高架下自転車等駐車場	一時利用		原動機付自転車及び自動二輪車	40円
	定期利用	1箇月	自 転 車	500円
			原動機付自転車及び自動二輪車	700円
		3箇月	自 転 車	1,400円
			原動機付自転車及び自動二輪車	2,000円
津田山駅自転車等第2駐車場	定期利用	1箇月	自 転 車	1,000円
			原動機付自転車及び自動二輪車	1,300円
		3箇月	自 転 車	2,800円
			原動機付自転車及び自動二輪車	3,600円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された新川崎駅自転車等第2駐車場又は新川崎駅自転車等第5駐車場の定期利用に係る整理手数料であって、施行日以後の利用に係るものについては、それぞれ新川崎駅自転車第2駐車場又は新川崎駅自転車第5駐車場の定期利用に係る整理手数料として納付されたものとみなす。

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第85号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正

する条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成20年川崎市条例第33号）中別表の1施設専用利用料の表備考以外の部分の改正規定（川崎市多摩スポーツセンターに係る部分（野球場、テニスコート及びテニスコート照明施設に係る部分を除く。）に限る。）及び別表の3個人利用料の表の改正規定の施行期日は、平成23年3月26日とする。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第86号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を

「	御 幸	同（ 同 ）	2,500円		
	西 菅	同（ 同 ）	2,500円		

を	御 幸	同（ 同 ）	2,500円		
	西 菅	同（ 同 ）	2,500円		

に、	等々力	1面			
	西 菅	1回（1時間以内）	750円		

を	等々力	1面			
	西 菅	1回（1時間以内）	750円		

に改める。

第17条第1項中「川崎市事業所事務分掌規則」の次に「(昭和51年川崎市規則第39号)」を、「掲げる事業所」の次に「又は区役所道路公園センター」を加える。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第87号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「及び休日の代休日」を「、休日の代休日及び割り振られた勤務時間の全部について代休時間を指定された日」に改める。

第8条の3第1項第1号中「100分の83.5」を「100分の78.5」に、「100分の140」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の76」を「100分の71」に、「100分の83.5」を「100分の78.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の68.5」を「100分の63.5」に改める。

第8条の4第1項各号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

平成22年12月における期末手当の支給の特例に関する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第88号

平成22年12月における期末手当の支給の特例に関する規則

（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定基準となる日の特例）

第1条 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年川崎市条例第38号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の規則で定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において、改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて減額改定対象職員となった者であって、当該期間の全期間が職員（給与条例第18条に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

(1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

(2) 国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める日は、平成22年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当

該日のうち最も遅い日))から基準日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第2条 改正条例附則第2項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎市条例第45号)第1条の2の規定により休職にされていた期間(給料(川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年川崎市条例第59号)第3条第1項に規定する教職調整額を含む。以下同じ。))の全額を支給されていた期間を除く。)
- (3) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する育児休業をしていた期間
- (6) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間
- (7) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(市長が定める団体に派遣されていた期間を除く。)
- (8) 地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間
- (9) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第11条の規定により病気休暇を受けた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)
- (10) 川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)第24条又は勤務時間条例第12条

の2第3項の規定により給与を減額された期間

- (11) 給与条例第8条の規定により給与を減額された期間であって、次号に掲げる期間を除くもの
- (12) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号)第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除されている期間であって、給与条例第8条の規定により給与を減額されているもの
- (13) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める月数は、平成22年4月から同年11月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号から第7号まで、第9号、第10号、第12号又は第13号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第8号又は第11号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.21を乗じて得た額に満たないもの

(改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない者)

第3条 改正条例附則第2項第2号の規則で定める者は、平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の者とする。

(企業職員であった者から引き続き新たに減額改定対象職員となった者についての特例)

第4条 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の規則で定める額は、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の適用を受ける者に係る給与に関する規程の改正条例附則第2項に規定する調整額に相当する額とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

告

示

川崎市告示第601号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川

崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成22年11月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第602号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第26条により規定する平成22年度の補助基準額を次のとおり告示します。

平成22年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

事 項 区 分	実施場所	基準単価
間接撮影(100ミリミラーカメラ)	保健所	118円
間接撮影(100ミリミラーカメラ)	医療機関	497円
直接撮影	保健所	131円
直接撮影	医療機関	1,695円

川崎市告示第603号

国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第6条第1項の規定に基づき、平成22年10月1日付けで交付した記号50番号第0858129号の被保険者証は、次の事由により平成22年11月4日付けをもって無効とします。

平成22年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

無効の事由

被保険者証番号変更の届出により、新規番号を設定したため。

川崎市告示第604号

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」の

有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成22年11月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区東田町6番地2 ミヤダイビル2F

川崎市職員生活協同組合

2 委託する事務の種類

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

平成22年11月19日から平成23年3月31日まで

川崎市告示第605号

平成22年第5回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成22年11月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 日 時 平成22年11月26日(金曜日) 午前10時

2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第606号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定により行う平成22年度インフルエンザ予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき告示します。

平成22年11月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	変更前病院・医院名	所在地
西村 真	池谷医院	多摩区菅 2-4-2-202
	変更後病院・医院名	
	西村クリニック	

川崎市告示第607号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月19日から平成22年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月19日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	池上新町 第41号線	川崎市川崎区池上新町 3丁目1番35先	7.46	46.77	
		川崎市川崎区池上新町 3丁目1番6先	12.86		
新	池上新町 第41号線	川崎市川崎区池上新町 3丁目1番42先	10.86	46.77	関係図面の とおり
		川崎市川崎区池上新町 3丁目1番6先	12.86		

川崎市告示第608号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月19日から平成22年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月19日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名及び供用開始の区間等

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
池上新町 第41号線	川崎市川崎区池上新町3丁目1番42先	関係図面の とおり
	川崎市川崎区池上新町3丁目1番6先	

川崎市告示第609号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月19日から平成22年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月19日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	宿河原 第108号線	川崎市多摩区宿河原4 丁目1990番2先	5.32	19.98	
		川崎市多摩区宿河原4 丁目1979番7先	6.00		
新	宿河原 第108号線	川崎市多摩区宿河原4 丁目1990番2先	5.34	19.98	関係図面の とおり
		川崎市多摩区宿河原4 丁目1979番4先	15.83		
旧	宿河原 第113号線	川崎市多摩区宿河原3 丁目1990番19先	4.00	10.91	
		川崎市多摩区宿河原3 丁目1990番1先			
新	宿河原 第113号線	川崎市多摩区宿河原3 丁目1990番4先	4.00	10.91	関係図面の とおり
		川崎市多摩区宿河原3 丁目1990番4先	18.37		

川崎市告示第610号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月19日から平成22年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月19日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	下沼部 第30号線	川崎市中原区下沼部 1752番1先	7.38	36.51	
		川崎市中原区下沼部 1737番4先	12.76		
新	下沼部 第30号線	川崎市中原区下沼部 1752番1先	13.69	36.51	
		川崎市中原区下沼部 1737番4先	16.00		

川崎市告示第611号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成22年11月22日

川崎市長 阿部孝夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第612号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月25日から平成22年12月9日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月25日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	枅形第13号線	川崎市多摩区枅形6丁目4234番8先 川崎市多摩区枅形6丁目4234番8先	1.82	16.16	
新	枅形第13号線	川崎市多摩区枅形6丁目4234番2先 川崎市多摩区枅形6丁目4234番2先	2.91	16.16	

川崎市告示第613号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月25日から平成22年12月9日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月25日

川崎市長 阿部孝夫

路線名	供用開始の区間	備考
枅形第13号線	川崎市多摩区枅形6丁目4234番2先 川崎市多摩区枅形6丁目4234番2先	

川崎市告示第614号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の設定案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

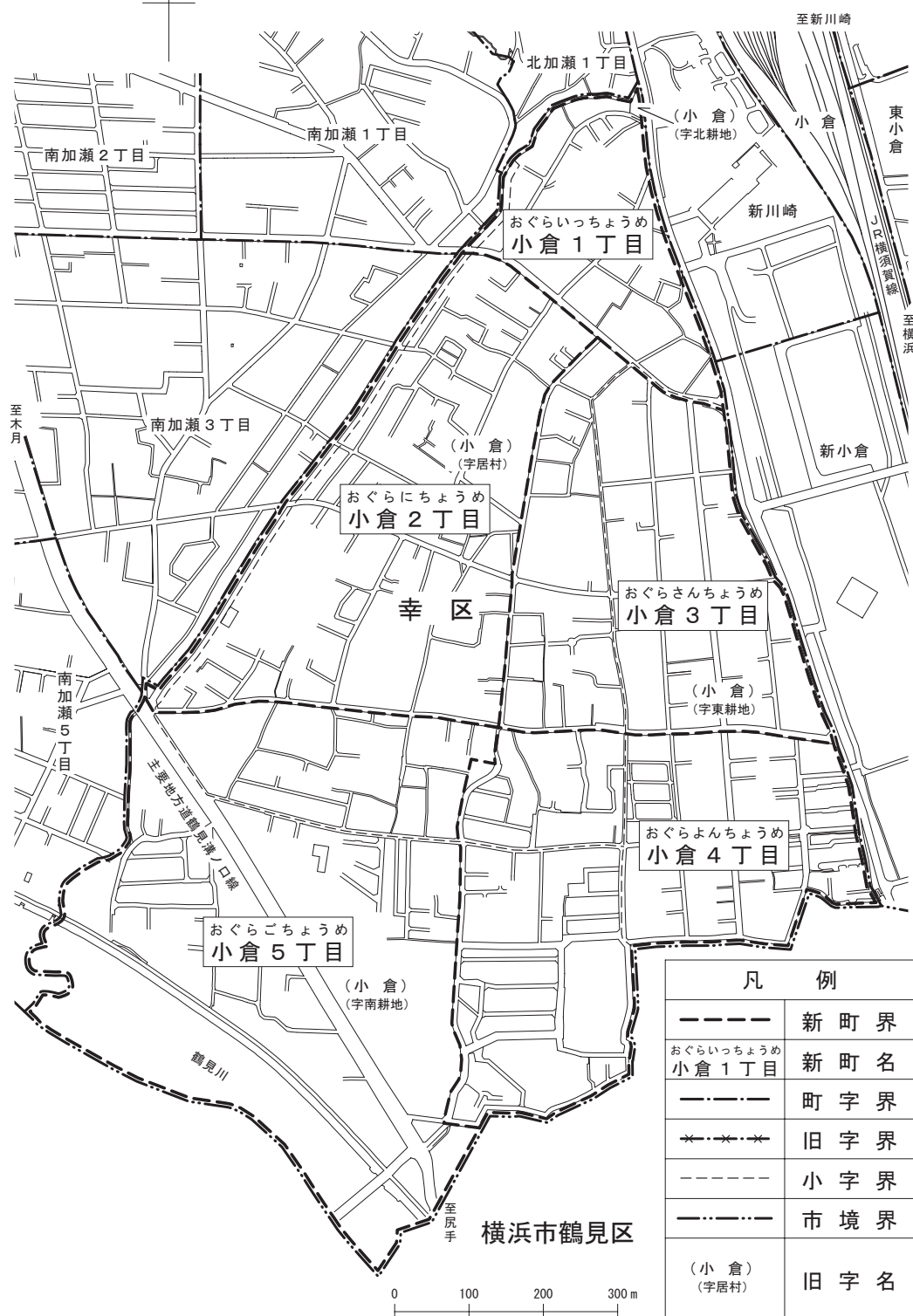
なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成22年11月25日

川崎市長 阿部孝夫

別図

(町区域の設定図)



町区域の設定調書

町区域の設定

新町名	左に含まれる現在の区域
おぐらいつちようめ 小倉 1 丁目	小倉字北耕地
	小倉字居村の一部
	小倉字東耕地の一部
	小倉字南耕地の一部
おぐらにちようめ 小倉 2 丁目	小倉字居村の一部
	小倉字南耕地の一部
おぐらさんちようめ 小倉 3 丁目	小倉字居村の一部
	小倉字東耕地の一部
おぐらよんちようめ 小倉 4 丁目	小倉字居村の一部
	小倉字東耕地の一部
	小倉字南耕地の一部
おぐらごちようめ 小倉 5 丁目	小倉字居村の一部
	小倉字南耕地の一部

川崎市告示第615号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月29日から平成22年12月13日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 県 道

路線名及び区域変更区間等

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	川 崎 府 中	川崎市中原区小杉町 3 丁目445番 3 先 ----- 川崎市中原区中丸子 164番11先	7.5 ～ 19.5	592	
新	川 崎 府 中	川崎市中原区小杉町 3 丁目445番 3 先 ----- 川崎市中原区市ノ坪 201番 3 先	20.0 ～ 55.0	592	

川崎市告示第616号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月29日から平成22年12月13日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 一般国道

路線名及び供用開始区間等

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
409号	川崎市中原区市ノ坪162番 1 先	
	川崎市中原区小杉461番 1 先	

川崎市告示第617号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成22年11月29日から平成22年12月13日まで一般の縦覧に供します。

平成22年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 県 道

路線名及び供用開始区間等

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
川崎府中	川崎市中原区市ノ坪162番 1 先	
	川崎市中原区小杉461番 1 先	

川崎市告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例に

よとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第621号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）第6条の規定に基づき、次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定に基づき告示します。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(別添略)

川崎市告示第622号

情報通信の技術を利用する方法により行う
行政手続等の一部改正について

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）第3条の規定及びこの規定の準用により、情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成19年川崎市告示第314号）の一部を次のように改正し、平成22年12月1日から施行する。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

表中

「

川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）	第4条	入港の届出
--------------------------	-----	-------

」

を

「

川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）	第4条	入港の届出
川崎市入港料条例施行規則（昭和51年川崎市規則第116号）	第4条第2項	入港料の減免申請

」

に改める。

川崎市告示第623号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第92号）の一部を改正し、平成22年7月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

表中に次のように加える。

公益財団法人かわさき市民活動センター（川崎市中区新丸子東3丁目1100番地12）	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金
--	---------------------------

川崎市告示第624号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成22年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用
自転車 2,500円

- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの
- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成22年11月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
- 川崎市麻生区岡上字宝殿254番 4
- ほか 1 筆
- 1,073平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 東京都町田市中町 1 丁目17番 3 号
- 株式会社 ミノワホーム
- 代表取締役 三ノ輪 利郎
- 3 予定建築物の用途
- 一戸建ての住宅（6 戸）
- 計画戸数：6 戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
- 平成22年 2 月 9 日
- 川崎市指令ま情開発（イ）第136号
- 平成22年 6 月30日
- 川崎市指令ま情開発（イ）第50号（変更）

川崎市公告第517号

一団地の総合的設計制度の認定について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定をしましたので、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、当該認定に関する計画書を一般の縦覧に供します。

平成22年11月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

対象区域	川崎市川崎区京町 1 丁目108－ 2
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課
申請者 住 所 氏 名	神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県知事 松沢 成文
認定年月日及び 認定番号	平成22年11月17日 川崎市指令ま情指導第2009号

川崎市公告第518号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり平成22年度地籍調査事業を実施します。

平成22年11月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 神奈川県計画に基づく事業計画が公告された年月日
- 平成22年10月29日
- 2 調査を実施する者の名称
- 川 崎 市
- 3 調査地域
- 川崎市多摩区栗谷一丁目の一部
- 同 西生田三丁目、四丁目、五丁目の各一部
- 同 南生田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目の各一部
- 同 麻生区岡上の一部
- 同 上麻生の一部
- 同 下麻生の各部
- 同 王禅寺の一部
- 同 早野の一部
- 4 調査期間
- 平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

川崎市公告第519号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年11月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 川中島小学校C棟内装改修及び耐震補強その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
	履 行 期 限 平成23年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、請負金額が5,000万円未満の工事は兼任も可 なお、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者(業種「建築」)でも可とします。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月17日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 新百合ヶ丘駅自転車等第1駐車場補修工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区上麻生1丁目17番
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を専任で配置できること。 ただし、請負金額が2,500万円未満の工事は兼任も可

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 南加瀬歩道橋補修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南加瀬4丁目18番地先
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「鋼構造物」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月15日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 梶ヶ谷老人いこいの家外壁塗装及び屋上防水等補修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番27号
	履 行 期 限 平成23年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 川中島小学校C棟冷暖房その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
	履 行 期 限 平成23年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月15日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 多摩スポーツセンター新設関連工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅北浦4丁目12番先他5箇所
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 中原区役所屋上防水その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉町3丁目245番地
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 仮称ミックスペーパー・その他プラスチック資源処理施設太陽光発電設備設置工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浮島町509番地 1
	履 行 期 限 平成23年 3 月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月15日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 新百合ヶ丘駅周辺地区案内標識設置(その3)工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区古沢109番地先
	履 行 期 限 平成23年 3 月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 根岸稲荷歩道橋補修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形4丁目12番地先
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名 労働会館防火シャッター改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
	履 行 期 限 平成23年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「シャッター取付」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建具工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建具」)を配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月15日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 蔵敷第2公園ほか公園灯補修工事
	履行場所 川崎市宮前区菅生4丁目5-6ほか
	履行期限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名 鋼管通歩道橋塗替工事
	履行場所 川崎市川崎区浜町2丁目12番地先
	履行期限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されている者

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件14)

競争入札に付する事項	件 名 川中島小学校校舎増築工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
	履 行 期 限 平成23年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月17日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件15)

競争入札に付する事項	件 名 川中島小学校C棟改修電気その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
	履 行 期 限 平成23年3月18日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月15日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件16)

競争入札に付する事項	件 名 教育文化会館大師分館冷暖房その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号
	履 行 期 限 平成23年3月4日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月15日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件17)

競争入札に 付する事項	件 名 末長保育園解体撤去工事
	履 行 場 所 川崎市高津区末長1290番地 3
	履 行 期 限 平成23年 3 月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 鉄筋コンクリート造で270㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成9年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月10日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件18)

競争入札に 付する事項	件 名 南部市場関連棟その他解体撤去工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南幸町3丁目150番地
	履 行 期 限 平成23年 3 月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を専任で配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 鉄筋コンクリート造で階数2以上かつ2000㎡以上の建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成9年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成22年12月8日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第520号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年11月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	横浜市神奈川区鶴屋町2丁目26番地2第4安田ビル6階 アルバハウス株式会社 代表取締役 三原康裕		
道路位置の 地名・地番	川崎市小田六丁目47番1の一部、47番2の一部 別図省略		
幅 員	4.60メートル	延 長	29.04メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1541号		指 定 年月日	平成22年 11月17日

川崎市公告第521号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	横浜市戸塚区戸塚町105番地 株式会社 桐屋 代表取締役 田島 榮二郎		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区神木本町一丁目997番3の一部 別図省略		

幅 員	5.00メートル	延 長	30.26メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1542号		指 定 年月日	平成22年 11月18日

川崎市公告第522号

平成22年11月15日川崎市公告第514号を次のとおり訂正します。

平成22年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

誤

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
シンカモール
川崎市幸区鹿島田760番7
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名鉄不動産株式会社
代表取締役社長 手嶋 義彦
名古屋市中村区名鉄四丁目26番25号
他6者
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称) シンカモール
(変更後) シンカモール
 - 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 川崎市幸区鹿島田760—7ほか
(変更後) 川崎市幸区鹿島田760番7
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社東急ストア
東京都目黒区上目黒一丁目21番12号
取締役社長 高橋一郎
その他小売業者未定

- (変更後) 株式会社京急ストア
東京都大田区大森北六丁目12番17号
取締役社長 竹内 明
その他小売業者未定
- 正
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
シンカモール
川崎市幸区新川崎760番 7
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名鉄不動産株式会社
代表取締役 手嶋 義彦
名古屋市中村区名駅四丁目26番25号
他 6 者
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) シンカモール
(変更後) シンカモール

- (2) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 川崎市幸区鹿島田760— 7 ほか
(変更後) 川崎市幸区新川崎760番 7
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社東急ストア
東京都目黒区上目黒一丁目21番12号
取締役社長 高橋一郎
その他小売業者未定
(変更後) 株式会社京急ストア
東京都大田区大森北六丁目12番17号
取締役社長 竹内 明
その他小売業者未定

川崎市公告第523号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年11月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 平成22年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託 (その11)
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限 平成23年 3 月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成22年12月16日 14時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路世田谷町田線 (柿生橋) 詳細設計委託
	履 行 場 所 川崎市麻生区上麻生5丁目地先
	履 行 期 限 平成23年 3 月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成22年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 扇町跨線橋耐震補強設計委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区南渡田1番地先
	履 行 期 限 平成23年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成22年12月21日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 多摩区内都市計画道路世田谷町田線（登戸陸橋）実施設計委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 限 平成23年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成22年12月21日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 菅生緑地西地区基本計画修正及び広場整備設計委託
	履 行 場 所 川崎市宮前区水沢2丁目地内
	履 行 期 限 平成23年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成22年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 平成22年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託（その16）
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限 平成23年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成22年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 生活保護等版レセプト管理システム用機器の購入について
	履 行 場 所 仕様書によります。
	履 行 期 限 平成23年2月28日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において平成21・22年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「コンピュータ」に登録されていること。

	(4) この購入（製造）物品について過去10年以内に類似の契約履行実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1 契約1,000,000円以上とします。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成22年12月16日 11時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第524号

市税過誤納金等還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

（別紙省略）

平成22年11月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市公告第525号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年11月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主	東京都渋谷区渋谷1-13-9
住所・氏名	株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
	代表取締役 福岡 良介

道路位置の地名・地番	川崎市高津区久地三丁目277番1の一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	13.08メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1543号		指 定 年月日	平成22年 11月19日

川崎市公告第526号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、新丸子東三丁目地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同法同条第4項の規定により公告します。

平成22年11月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市公告第527号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年11月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	有馬川護岸補修（宮前）工事
		有馬川護岸補修（宮前）補償工事（合併入札）
	履 行 場 所	川崎市宮前区野川4150番地先
	履 行 期 限	平成23年3月31日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2098
入札日時等	平成22年12月10日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 五ヶ村堀緑地整備工事 五ヶ村堀緑地整備（その2）工事（合併入札） 履 行 場 所 川崎市多摩区登戸3854 履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 業種「造園」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用） (7) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成22年12月10日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎港海底トンネル本体改良その10工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地内
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所があること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」又は「B」で登録されている者 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (9) 「深さ60cm以上のコンクリート削孔による鉄筋挿入工事」の完工実績(元請に限る。)を平成9年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2098
入札日時等	平成22年12月10日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 塚越沼ノ上公園改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区塚越2丁目207
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2098
入札日時等	平成22年12月10日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	---

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 上麻生北第2公園改修工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区上麻生1丁目15-10
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成22年12月10日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 片平公園防球フェンスほか補修工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平5丁目27-1
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成22年12月10日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	---

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	新川崎地区都市基盤整備（道路）その13工事 新川崎地区都市基盤整備（道路）その13整備工事（合併入札）
	履 行 場 所	川崎市幸区新小倉地内
	履 行 期 限	平成23年 3 月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2098	
入札日時等	平成22年12月10日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	市道生田243号線道路補修（L O側溝）工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田4丁目14番地先他1箇所
	履 行 期 限	平成23年 3 月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用） (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	平成22年12月10日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成22年11月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区宮内2丁目351番2
ほか2筆
1,992平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市中原区宮内2丁目2番17号
畠田 清
- 予定建築物の用途
共同住宅（3棟、合計45戸）
計画戸数：45戸
- 開発許可年月日及び許可番号
平成22年9月17日
川崎市指令ま情開発（イ）第93号

川崎市公告第529号

道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年11月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	今野 紀道 川崎市多摩区登戸1889番地 伊藤 康男 川崎市多摩区宿河原2丁目20番25-102号 レフォール向丘
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区登戸字庚耕地2884番3の一部 部、2886番2の一部 別図省略

幅 員	4.00メートル	延 長	15.56メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1904号		廃 止 年月日	平成22年 11月22日

川崎市公告第530号

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発
計画に係る条例方法審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第15条の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例方法審査書を次のとおり公告します。

平成22年11月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発
計画に係る条例方法審査書

平成22年11月

川 崎 市

目 次

はじめに	1
1 指定開発行為の概要	2
2 審査結果及び内容	5
(1) 全般的事項	5
(2) 個別事項	5
ア 大気質	5
イ 土壌汚染	5
ウ 緑（緑の質、緑の量）	5
エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）	6
オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）	6
カ 景観（景観、圧迫感）	7
キ 日照阻害	7
ク テレビ受信障害	7
ケ 風 害	7
コ コミュニティ施設	8

サ 地域交通（交通混雑、交通安全）……………	8
シ 温室効果ガス……………	8
ス その他……………	8

(3) 環境配慮項目に関する事項…………… 8

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過…………… 9

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過…… 9
はじめに

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社東京機械製作所（以下「指定開発行為者」という。）が、中原区新丸子東三丁目1135番1ほかの工場用地約3.7haの区域において、再開発等促進区を定める地区計画を前提に、地下2階地上5階建ての商業施設及び地下3階地上57階建ての共同住宅（計画戸数約770戸、計画人口2,400人）を建設し、併せて公共施設（道路）を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成22年7月26日、川崎市長あて本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受け、条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、平成22年9月30日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成22年11月17日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社東京機械製作所
代表者：代表取締役社長 芝 則之
住 所：東京都港区芝五丁目26番24号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画

種 類：高層建築物の新設（第1種行為）
住宅団地の新設（第2種行為）
商業施設の新設（第1種行為）
大規模建築物の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項、4の項、13の項及び15の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1ほか

区域面積：約37,200㎡

用途地域：準工業地域及び商業地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

共同住宅及び商業施設の建設並びに公共施設の整備

イ 土地利用計画

区 分		A－1 地区	B－1 地区	合 計	
		面積（㎡）	面積（㎡）	面積（㎡）	割 合 （％）
宅 地	計画建物	約20,040	約4,330	約24,370	約65.5
	歩道状空地	約1,700	約1,300	約3,000	約8.1
	通 路	約520	約230	約750	約2.0
	構内車路	約300	約200	約500	約1.3
	公共的 駐輪場	約850	—	約850	約2.3
	緑化地	約720	約1,400	約2,120	約5.7
	その他	約930	約1,210	約2,140	約5.8
	小 計	約25,060	約8,670	約33,730	約90.7
施設共	道 路 （道路拡幅 部含む）	約1,720	約1,750	約3,470	約9.3
合 計		約26,780	約10,420	約37,200	100.0

ウ 建築計画等

区 分	A－1 地区	B－1 地区	合 計
主要用途	商 業	住 宅	—
建築敷地面積※1	約25,060㎡	約8,670㎡	約33,730㎡
建築面積	約20,040㎡	約4,330㎡	約24,370㎡
建ぺい率	約80%※2	約50%	—
延べ面積	約110,000㎡	約104,000㎡	約214,000㎡
容積対象 床面積	約92,000㎡	約60,700㎡	約152,700㎡
容 積 率	約370%	約700%	—
建物階数	地上5階 地下2階	地上57階 地下3階	—
建物高さ （最高高さ※3）	約30m （約40m）	約190m （約200m）	—
建物構造	S造、一部 RC造※4	RC造※4	—
計画戸数	—	約770戸	約770戸
計画人口	—	約2,400人	約2,400人
駐車台数	約820台	約360台	約1,180台
駐輪台数	約1,700台	約1,300台	約3,000台
附帯施設	公共的駐輪場 約300台		

※1：建築敷地面積は、区域面積から公共施設面積を除いた面積である。

※2：建ぺい率の最高限度については、指定角地における緩和及び防火地域内における耐火建築物の場合

の緩和の適用により、20%緩和されている。

※3：塔屋看板等を含む。

※4：S造は鉄骨構造を、RC造は鉄筋コンクリート構造を示す。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、共同住宅及び商業施設の建設並びに公共施設の整備事業であり、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、土壤汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設、地域交通及び温室効果ガスについて予測及び評価を行うとしており、その選定は概ね妥当である。

条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行、駐車場の利用及び冷暖房施設等の設置に伴う大気質への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、駐車場の利用及び冷暖房施設等の設置に伴う大気質への影響については、住宅等の近傍に新たな発生源が出現することから、排気口の位置及び高さ住宅等の位置関係を明らかにしたうえで、予測及び評価を行うこと。

イ 土壤汚染

本計画では、工事中における汚染土壌の内容及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画では、供用時における植栽予定樹種の環境適合性及び植栽基盤の必要土壌量について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

(イ) 緑の量

本計画では、供用時における緑被の変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関

連車両の走行及び冷暖房施設等の設置に伴う騒音の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

(イ) 振動

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行に伴う振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

本計画では、供用時に発生する一般廃棄物の種類と発生量又は排出量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

本計画では、工事中及び供用時に発生する産業廃棄物の種類と発生量又は排出量及び処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、発生する産業廃棄物の処理・処分方法及び再資源化の内容については、条例準備書において可能な限り具体的に示すこと。

(ウ) 建設発生土

本計画では、工事中の建設発生土の発生量又は排出量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

カ 景観（景観、圧迫感）

本計画では、計画建物の出現による主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度及び圧迫感の変化の程度について予測及び評価を行うとしている。

しかしながら、代表的な眺望地点からの予測地点については、B-1地区の高層建築物が及ぼす周辺地域の景観への影響が懸念されることから、計画地の周辺状況や予測地点の分布状況を考慮し、近景域、中景域における予測地点をそれぞれ複数追加すること。また、圧迫感の予測地点であるB地点においては、眺望方向により景観に差異が生じることから、この地点を景観の予測地点に加え、方向別の景観について予測及び評価を行うこと。

キ 日照障害

本計画では、計画建物の出現による冬至日における日影の状況の変化の程度及び日照障害の影響

に特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

ク テレビ受信障害

本計画では、計画建物の出現によるテレビ受信障害の程度及び範囲について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

ケ 風 害

本計画では、計画建物の出現による地表付近の風環境の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

コ コミュニティ施設

本計画では、供用時における計画地周辺のコミュニティ施設に及ぼす影響の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、住宅棟であるB-1地区の敷地は、市ノ坪と中丸子の町丁に分かれており、その学校区も異なることから、義務教育に及ぼす影響については、関係部署と協議の上、予測及び評価を行うこと。

サ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行及び歩行者の増加により変化する交通流の状況及び交通安全の状況について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

シ 温室効果ガス

本計画では、供用時における温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

ス その他

本計画では、既存建物の解体にあたっては、関係法令等に基づき、石綿の使用の有無について事前調査を行うとともに、その使用が確認された場合は、作業場所の隔離や湿潤化等、適正な措置を講ずるとしているが、既存建物の外壁、屋根等に石綿含有建材が多く使用されていると想定されること、計画地近傍に住宅等が立地していることから、講じようとする石綿の飛散防止対策については、条例準備書において可能な限り具体的に示すこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

「酸性雨」については、環境配慮方針との関連性が明らかでないことから、環境配慮項目としての選定の妥当性を検討すること。また、その他の「ヒートアイランド現象」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の

環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成22年7月26日 指定開発行為実施届及び条例方法書の受理

8月2日 条例方法書公告、縦覧開始

9月15日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 4名、4通

9月30日 市長から審議会に条例方法書について諮問

11月17日 審議会から市長に条例方法書について答申

11月24日 条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成22年9月30日 審議会（現地視察）

10月13日 審議会（事業者説明及び審議）

11月16日 審議会（答申案審議）

川崎市公告第531号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年11月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主	川崎市幸区南加瀬1丁目1番3号		
住所・氏名	大谷 清		
道路位置の地名・地番	川崎市幸区南加瀬1丁目229-4の一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	19.855メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1544号		指 定 年月日	平成22年 11月24日

川崎市公告第532号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更が認可されたので、同法第19条第4項の規定により、施行地区及び設計の概要を表示する図書を、公衆の縦覧に供する。

平成22年11月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 組合の名称
小杉町3丁目中央地区市街地再開発組合
- 2 縦覧の場所
川崎市まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室
(川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル8階)
- 3 縦覧の期間
都市再開発法第45条第6項又は同法第100条の公告日まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)
- 4 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時00分まで

川崎市公告第533号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指

導課に備えて縦覧に供します。

平成22年11月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路事業の名称	市道宮前6号線
指定区間の地名・地番	川崎市宮前区野川字南耕地4075-2の全部 別図省略
幅員・延長	5.01m～10.095m × 35.39m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま情指導 第1808号 平成22年11月25日

川崎市公告第534号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 野川第4公園防球ネット等改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区野川3134-3
	履 行 期 限 平成23年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2098
入札日時等	平成22年12月16日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第535号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同

法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 11月22日	特定非営利活動法人 オブリージュ	木村 薫	川崎市高津区梶 ケ谷5丁目1番 地31	この法人は、難病に関連した患者及び家族に対して資金及び情報提供等の支援を図り、患者及び家族の社会的な生活環境の向上に寄与することを目的とする。また、発展途上国において医療関係者を志す学生に対して支援を図るとともに患者会を育成する理解を深め、患者会の国際交流を図ることによって国際協力の増進に寄与することを目的とする。
平成22年 11月24日	特定非営利活動法人 故郷の地球	枝松 秀樹	川崎市麻生区白 鳥1丁目1番5 ー411号	この法人は、子どもを中心とした一般市民に対して、強い自己信頼と自尊の心を持って自分の人生を大切に生きる自覚を育てるため、副読本の作成・普及、及び啓発を目的とした各種講演活動を行い、学校や地域社会からいじめや引きこもり、非行や自殺の原因をなくし、未来のためにたゆまぬ努力を続ける青少年を育て、平和で安心な社会作りに寄与することを目的とする。

川崎市公告第536号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同

法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 11月24日	特定非営利活動法人 ウェブストーリー	今井 淑子	川崎市幸区塚越 4丁目320番地 3 フェアロー ジュ・ガーデン ズ川崎204	この法人は、一般市民や団体、その他の助言や援助を必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいのもとに、地域に根ざした生きがいづくりや支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと地域の発展に寄与することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第174号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年12月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎競輪場の電気需給に関する契約
(2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6

(3) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 2,450,993キロワット時

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として

許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に業種「その他物品販売」の種目「電気供給」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成22年12月24日までに行ってください。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の郵送による提出は、認めません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
経済労働局公営事業部総務課 担当 近藤
電話 044-233-5501
- (2) 配布・提出期間
平成22年12月10日(金)から平成22年12月24日(金)まで
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

- (3) 提出方法 持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成22年12月10日(金)から平成22年12月24日(金)まで縦覧に供します。

- (1) 場所 3(1)に同じ。
- (2) 方法 無料交付で直接行います。

5 確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)に同じ。
- (2) 配布期間

平成23年1月7日(金)

午前9時～午前12時、午後1時～午後4時

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

7 入札手続等

- (1) 入札書の提出日時及び場所

ア 日 時 平成23年1月31日(月) 午前10時

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6

経済労働局公営事業部総務課

- (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期 限 平成23年1月28日(金) 必着

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6

経済労働局公営事業部総務課

- (3) 入札保証金 免除

ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

- (4) 開札の日時 上記7(1)アに同じ

- (5) 開札の場所 上記7(1)イに同じ

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 前払金 否

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

- (5) 議決の要否 否

9 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

- (4) 当該落札決定の効果は、平成23年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity 2,450,993kwh to use at
Kawasaki Cycling Stadium

- (2) Time-limit for tender :
10:00 A.M. 31, January, 2011
28, January, 2011 (by mail)
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
General Administration Section
Municipal Bicycle Racing Track Department
Economic and Labor Affairs Bureau
2-1-6, Fujimi, Kawasaki-Ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0011, Japan
TEL: 044-233-5501

川崎市公告（調達）第175号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年12月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
住吉中学校他4校、備蓄倉庫賃貸借契約
- (2) 履行場所
川崎市中原区木月住吉町27-1 他
- (3) 履行期限
平成23年3月28日から平成33年3月27日まで
- (4) 業務概要
住吉中学校他4校に備蓄倉庫を設置し、賃貸借契約を締結する。
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成21・22年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去2年間で地方公共団体において類似の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階

総務局危機管理室 山口、真田

電話 044-200-2893（直通） F A X 044-200-3972

電子メール 16kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成22年12月10日（金）から平成22年12月16日（木）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日祝日除く）とします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を電子メール又は直接交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

(1) 日時

平成22年12月17日（金）

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」－「入札情報」の“物品”－「入札公表」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成22年12月17日（金）の午前10時から平成22年12月20日（月）の午後3時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。

電子メール 16kiki@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3972

(5) 回答方法

平成22年12月21日（火）全社に文書（電子メールまたはF A X）で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は契約金額の総額で行います。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の5%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 平成22年12月27日（月）午前10時
- イ 入札場所 3(1)に同じ

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

- ア 契約金額の10%を納入。
- イ 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 平成23年3月28日から平成23年3月31日までの4日分及び平成33年3月1日から平成33年3月27日までの27日分の賃借料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出する。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ
- (5) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良
川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第4を次のように改める。